

東日本大震災における 全国知事会の活動

平成24年7月
全国知事会

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者が約2万人に達し、いまだ約35万人の方々が避難先での暮らしを余儀なくされています。

ここに改めて、お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

この間、全国知事会では被災地の支援に全力で取り組んできました。発災直後から被災県や国との連絡調整を開始し、翌12日には「緊急広域災害対策本部」を設置して、物資・機材の提供や人員の派遣などの調整を行いました。

さらに、同年5月12日には本格的な復旧・復興に向けた支援活動を行うため、全都道府県をメンバーとする「東日本大震災復興協力本部」を立ち上げました。

主な活動としては、まず、被災者生活再建支援制度の見直しや復興特区、復興交付金及び取崩し型復興基金の創設などについて、被災地の声を直接伺い野田総理大臣をはじめとする所管大臣に提案、要望を行ってきました。

また、被災県を切れ目なく支援するため各都道府県のご協力の下、人員派遣の調整を行ってきました。

さらに、全国知事会の広域応援協定を改正しました。これは、絆の深い都道府県同士が相互にカバーし、平時から顔の見える支援体制（カバー（支援）県体制）を構築することなどにより、いざと言う時に迅速かつ効果的な広域応援を行えるようにするものです。

その一方で、これまでの東日本大震災での支援活動を通じて得た経験や教訓を風化させることなく、しっかりと検証した上で、今後の災害への備えとして活用していくことが重要です。

このため、これまでの取組を「東日本大震災における全国知事会の活動」としてまとめました。この冊子が今後の防災対策の一助となれば幸いです。

被災地の復興への道のりは遠く、課題は山積しています。全国知事会東日本大震災復興協力本部では、今後とも被災地の負担を分かち合い、復興に向けて最大限の支援を続けてまいります。

平成24年7月

全国知事会東日本大震災復興協力本部 本部長

埼玉県知事 上田 清司

目 次

はじめに（東日本大震災復興協力本部本部長・上田清司）

1	本報告書の目的	1
2	震災発生直後の対応（「災害対策都道府県連絡本部」の設置）	2
3	「緊急広域災害対策本部」の設置と広域応援活動の展開	3
	(1) 「緊急広域災害対策本部」の設置	
	(2) 広域応援の展開	
	ア 緊急支援物資への対応	
	イ 自衛隊機による物資輸送スキームの構築	
	ウ 東京電力福島第一原子力発電所事故による影響（広域避難の実施）	
	エ 対策本部体制の強化（都道府県東京事務所職員の応援）	
	オ 国の支援活動との調整	
	カ 人的応援の状況	
	キ 物的応援の状況	
4	「東日本大震災復興協力本部」の設置と活動	13
	(1) 「東日本大震災復興協力本部」の発足	
	(2) 被災者生活再建支援制度に係る国との折衝	
	(3) 財団法人都道府県会館における支援金支給体制の強化	
	(4) 国への提案・要望活動	
	(5) 都道府県相互の広域応援体制の強化（応援協定の改正）	
	ア 都道府県相互の広域応援体制の一層の改善・強化	
	イ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の改正	
	(6) 人的応援の実施（中長期職員派遣）	
	ア 平成23年度における中長期職員派遣への対応	
	イ 平成24年度における中長期職員派遣への対応	
5	今後の課題と検討事項	26
	(1) 首都直下地震や南海トラフ巨大地震への備え	
	(2) カバー（支援）県体制、全国知事会の災害対策機能の一層の強化	
	ア カバー（支援）県体制の一層の強化	
	イ 全国知事会の災害対策機能の一層の強化	
	(3) 継続的な被災地の支援（職員派遣）	
	・ 東日本大震災における全国知事会の活動の経過	29
	・ 東日本大震災における広域応援状況の実施状況調査結果（概要）	35
	・ 要請活動の記録	
	・ 各種資料・通知等	

1 本報告書の目的

千年に一度とも言われ、多くの人命が犠牲となり、街そのものが失われるような巨大な被害をもたらした東日本大震災から約1年が経過した。被災地では本格的な復旧・復興に向けて市町村ごとに復興計画を作成し、国の4次にわたる平成23年度補正予算や平成24年度当初予算によるインフラの復興や街の再生などの各種ハード事業などが進められているが、復興に向けての歩みは、まだまだである。

全国知事会では、平成23年3月11日の震災発生直後、「災害対策都道府県連絡本部」を立ち上げ被災県からの情報収集と各県への情報提供業務を即刻開始した。しかし、テレビ報道等を通じて刻々と伝わる津波被害の様相が極めて甚大であり、従前の対応方法では到底対処できないことが明らかになってきたため、本会会長（麻生福岡県知事＝当時＝）は新たに「緊急広域災害対策本部」を3月12日に立ち上げ、今までにない新しい枠組みで被災地の支援を行うこととした。これは、既存の応援協定を踏まえ、全国知事会が直接連絡・調整し、被災県をそれ以外の県が広域的に応援する枠組みであり、対策本部では、情報が錯乱し、様々な混乱が生じる中、物的・人的支援についてできる限りの調整を行い、被災県を支援した。

さらに、救援・救助の進展に伴い復興に向けての動きが始まる中、山田会長の発意により、全国知事会としても上田埼玉県知事を本部長とする「東日本大震災復興協力本部」を5月12日に立ち上げ、以降、政府への要望、被災地への人的支援等に積極的に取り組み、現在も、被災地の復興に向けて最大限の助力を続けている。

本報告書は、今回の東日本大震災に対する全国知事会の対応の概要を発災直後からの活動、「緊急広域災害対策本部」の設置及びその活動、「東日本大震災復興協力本部」の設置及び現在にまで続くその活動に分け取りまとめたものである

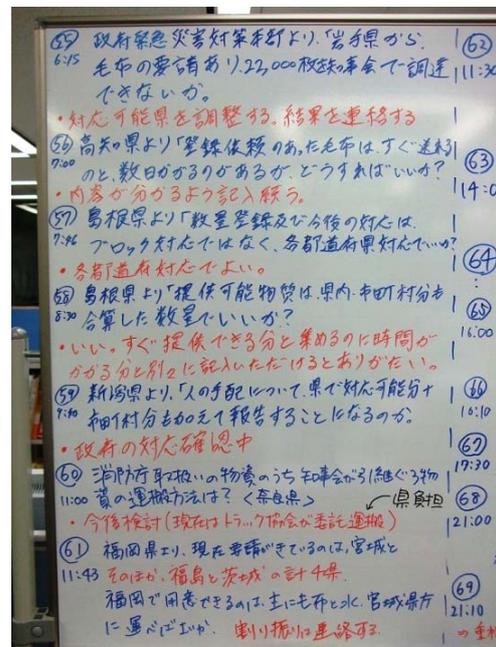
2 震災発生直後の対応（「災害対策都道府県連絡本部」の設置）

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、岩手県三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の大地震が発生した。これによる巨大津波によって東北地方の太平洋沿岸の市町村では街並みが根こそぎ倒壊、流出し、集落が消滅したほか、地震動、火災、液状化なども相まって、東日本に未曾有の壊滅的な被害が発生した。死者、行方不明者、負傷者は合わせて 2 万人を超えるという大災害となった。

全国知事会では、阪神・淡路大震災の教訓から、各ブロック内の都道府県間で締結していた災害時の相互応援協定では被災者の避難、救援等が十分に実施できないような大規模災害を念頭に、広域応援を実施する「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」を平成 8 年に締結していた。

大規模災害発生時の連絡体制として、震度 6 弱以上の地震が観測された場合又は激甚な災害が発生した場合は全国知事会に「災害対策都道府県連絡本部」（以下「連絡本部」という。）を立ち上げ必要な情報収集等を行い、被災県から広域応援要請があった場合に備えるとのこの協定に係る規定に基づき、今回の大震災においても、直ちに連絡本部を立ち上げ、担当部（調査第二部）は全ての通常業務を停止し、災害情報の収集を開始した。

連絡本部では、これ以降 24 時間体制で被災地からの情報や総務省消防庁から間断なく発せられる災害情報といった国からの災害情報の入手に努め、これを各ブロック知事会の幹事県に提供する一方で、被災県からの協力要請を受け付けた。発災日の 3 月 11 日の 23 時までには消防庁から提供された災害情報は、発災直後の 14 時 53 分の第 1 報を皮切りに第 13 報までになり、本会はその都度各ブロックの幹事県に情報提供を行った。



各方面からの情報や問合せ内容が本部のホワイトボードに続々と書き込まれた。（3月12日）

3 「緊急広域災害対策本部」の設置と広域応援活動の展開

(1) 「緊急広域災害対策本部」の設置

震災の規模が広域かつ巨大なものであり、それによる被害が甚大であった岩手、宮城、福島3県の防災担当部局では、直面する被災者の救助活動や膨大な避難者への対応に忙殺され、広域応援協定による所属ブロック幹事県への広域応援要請を検討する余裕はない状況であった。併せて福島県では、地震や津波被害に加えて東京電力福島第一原子力発電所事故による周辺住民の避難対策が重なり、行政機関の混乱は大きなものがあった。

当時の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の基本的なスキームは、①被害を受けた都道府県は所属するブロックの幹事県に被害状況や応援内容等を付して広域応援を要請し、②幹事県はこれを全国知事会に連絡し、③全国知事会は各ブロックと調整の上広域応援計画を作成し、それを各ブロックの幹事県及び被災県に連絡し、④被災県を応援することとされた都道府県は最大限その責務を果たすよう努めるものであったが、このような状況の下では、このスキームに従った応援要請及び広域応援実施は非常に困難であった。

被災地以外の都道府県からは、電話など現地との通信手段が不通になったため、被災翌日早朝からの知事同士の連絡さえ思うに任せないので本会に他に連絡手段はあるかといった問い合わせや、各県における自律的な支援活動についての情報が多数寄せられた。

このような状況を踏まえ、本会会長（麻生福岡県知事＝当時＝）は、3月12日夕刻、会長を本部長とし、本会の災害対策特別委員長の泉田新潟県知事を副本部長とする「緊急広域災害対策本部」（以下「対策本部」という。）を新たに設置した。それと同時に、各都道府県知事に対し被災者の救援・救護にかかる人員の派遣や資機材及び物資の提供などの広域応援を速やかに実施することを依頼する旨の文書を発出し（資料1）、さらに被災県知事に対しどのような応援が必要かを対策本部に連絡するよう通知した（資料2）。対策本部の設置は当時の協定には規定されておらず、会長の判断により設置されたものであり、既存の協



全国東京事務所長連絡会議（3月14日）において各都道府県知事に協力を要請する麻生会長（当時）

定の枠組を活用しながらも、知事会が直接に応援の調整等を行うという新しい仕組みの中での広域応援活動が展開されることになった。

（２）広域応援の展開

ブロックの幹事県を通さず、全国知事会が直接被災県や各都道府県と連絡・調整をとり、被災県をそれ以外の全ての都道府県（以下「支援県」という。）が支援する広域応援の仕組みは即時的に作られたものの、国や自治体の防災専門職員が持つ知見やノウハウを全国知事会事務局では十分に持ち合わせていなかったため、被災地支援への対応は対策本部設置直後から手探りと試行錯誤の連続となった。

対策本部では、まずは、被災県や国からの情報を取り次ぎ各都道府県へ正確に伝達することを基本として業務に取り組んだが、被災県からの情報も未調整なものが多く、内容確認に時間を要したり、国からの情報も不十分で、むしろ対策本部に対して各県の現況について確認の依頼が来たりするような状況であった。

ア 緊急支援物資への対応

3月12日に発出した文書を踏まえ、全国知事会としての広域応援が動き出したが、まずは13日朝9時、鳥取県から毛布、仮設トイレ等の物資が宮城県に向けて輸送された（対策本部調整第1号）。しかしながら、避難所に避難した膨大な被災者に提供する緊急支援物資の調達と輸送をどのように行うかが13日以降の大きな問題になってきており、対策本部では国と調整の上、国として対応できない部分について被災県の要請に基づき、重複のないよう物資の支援をしていくこととした。14日には、水や食糧以外で特に緊急性の高い、毛布、簡易トイレ、紙おむつの3種類は対策本部で調整し、その他の物資は各県から提供の申し出があった物資についてのみ対策本部の独自ルートとして調整するという「緊急物資調整方針」を決定した。この方針に基づき、以降、被災県に対する物資支援の調整をしていくこととした。

被災県から物資や人材の要請があるたびごとに、対策本部はその都度支援県に提供可否の照会を行って対応していたが、多数の被災者のための食糧、水、毛布、簡易トイレ、衛生用品、ガソリン、一般用軽油などの不足が一層深刻になっていった。政府の緊急災害対策本部から対策本部に、「政府の対応できない部分を補って欲しい、特に簡易トイレの応援をお願いしたい」との要請もあった。

緊急物資調整方針

平成 23 年 3 月 14 日 4 時 30 分現在

- 1 政府（消防庁照会分）で調整している物資のうち、緊急性の高い毛布、簡易トイレ、紙おむつの 3 種類については全国知事会で調整する。
- 2 その他の物資は、各県から提供の申し出があった物資についてのみ全国知事会独自ルートとして調整する。
（例）ペットボトルなど
- 3 上記 1、2 のほか被災県において特に必要な物資については適宜調整する。

この時期から被災地からの支援要請に対して国と自治体がどのように役割を分担して支援を行っていくのかが不明瞭になっていき、被災県からは国と自治体の双方に同一内容の支援要請を行うこともあり、支援県からはどのルートで支援を行うのか明確にして欲しいとの要請も対策本部と国に届いた。14 日になると消防庁から政府の緊急災害対策本部は全体を把握し調整する機能を十分果たしえないので、知事会ルートと政府ルートは平行して対応して欲しい旨の要請もあった。

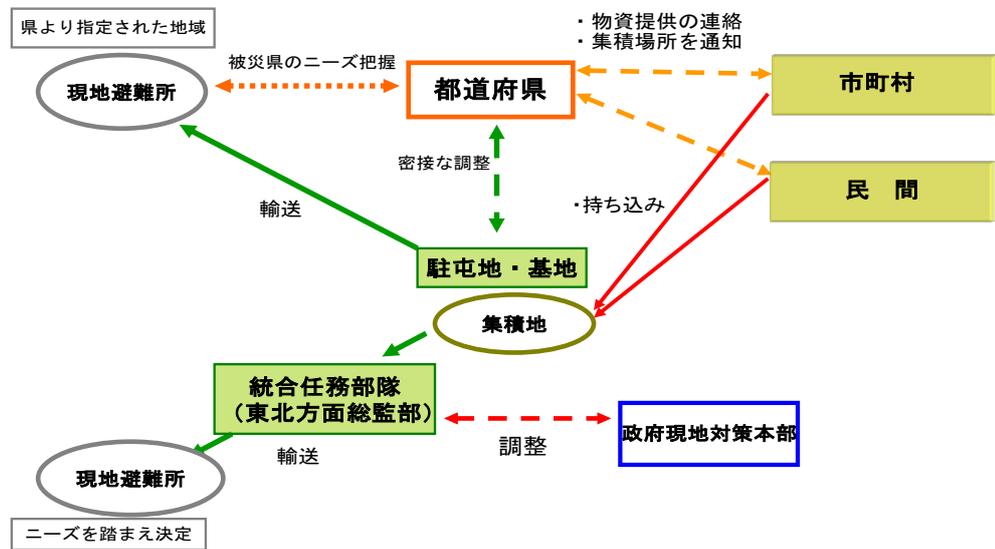
イ 自衛隊機による物資輸送スキームの構築

避難所での支援物資の不足状態が続く中、14 日夜、国（防衛省）から自衛隊機を使用した物資輸送の申し出があった。これを受け、15 日午前 10 時、麻生本部長から、対策本部で需給調整を行い必要な物資を被災地に届けるに当たって自衛隊機の輸送能力を活用する方針で対処し、自衛隊のどの基地が使えるか、輸送能力、定期輸送が可能かなどを至急確認する旨の指示が対策本部に対して出された。

対策本部と防衛省との間で物資輸送の調整が続けられ、15 日の深夜、本会と防衛省が各都道府県の駐屯地から被災地に自衛隊機で直接物資を輸送するルートの設置に向けて調整中である旨を各都道府県に通知した（資料 3）。そして 16 日未明、自衛隊機による輸送ルートの設置が決定され、対策本部は 16 日付けで、「救援物資の自衛隊による輸送について」を発出し、同日の夜から輸送が開始された（資料 4）。

物資搬送の対象は、各種生活用品（ただし、ガスボンベなど輸送ができない物資があるため、詳細については、適宜、都道府県と調整）とし、これらの周知方法は、都道府県に対しては対策本部から、市町村及び住民に

地方公共団体及び民間からの救援物資の自衛隊による輸送スキーム



対しては都道府県から広報することとされた。本スキームの連絡調整窓口は、各地の自衛隊駐屯地など50箇所に置かれ、輸送の便宜と対策本部の実績確認のため、「救援物資輸送受付簿」を作成して搬出元の都道府県と駐屯地及び輸送先との間で確認タグとして使用した（資料5）。

着の身着のままで避難してきた多数の被災者が被災地の避難所で辛い生活を送っている状況をマスコミ報道等で目にした国民は、一刻も早く救援物資を届けようと、地元の駐屯地に物資を直接持参し、収集の現場では早くも混乱が生じた。そのため防衛省は、17日、都道府県防災担当部長宛に、改めて市町村や民間企業等に対し都道府県が指定した日時・場所に救援物資を持ち込むよう周知されたい旨を通知した。

この自衛隊機を利用した救援物資の輸送は被災者の救援に大きな成果を挙げたが、一つの荷物に多種多様な物資が混在したものも多く、輸送先では荷をほどいて種別に梱包し直すなどの作業に多大の労力と時間を要するという課題も生じた。こうした点については、今後の課題としてより効率的に物資搬送が可能となる仕組みを検討する必要がある。

ウ 東京電力福島第一原子力発電所事故による影響（広域避難の実施）

15日、本会は、佐藤福島県知事から、地震と原発事故のため10万人を超える県民が隣接県等へ自主避難することが予想されるため、各都道府県への避難者の受け入れについて特段の理解をお願いしたい旨の緊急要請を受けた。

この要請を受け、対策本部では、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼

緊急要請

全国知事会長 麻生 渡 様

福島県知事 佐藤 雄平

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、本県に未曾有の被害を与え、原子力発電所の事故とも相まって、10万人を超える県民が避難を余儀なくされております。

想定をはるかに超える広範な被災と避難者の発生により、隣接県等への自主避難が予想されます。

本県県民の生命、生活を守るため、各都道府県への避難者の受け入れについて、特段のご理解をお願いします。

平成23年3月15日

玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び新潟県に対し、体育館、ホール、文化会館、研修所などを一次避難所として確保することを、さらに全都道府県に対し、都道府県、市町村が保有する公営住宅及び賃貸住宅など民間住宅を避難者の生活拠点（仮住まい）として提供されたい旨依頼文書を発出した（資料6）。また、一次避難所に関する情報は、可能な限り本会のホームページにも逐次公表し、避難される住民の求めに応じることとした。

エ 対策本部体制の強化（都道府県東京事務所職員の応援）

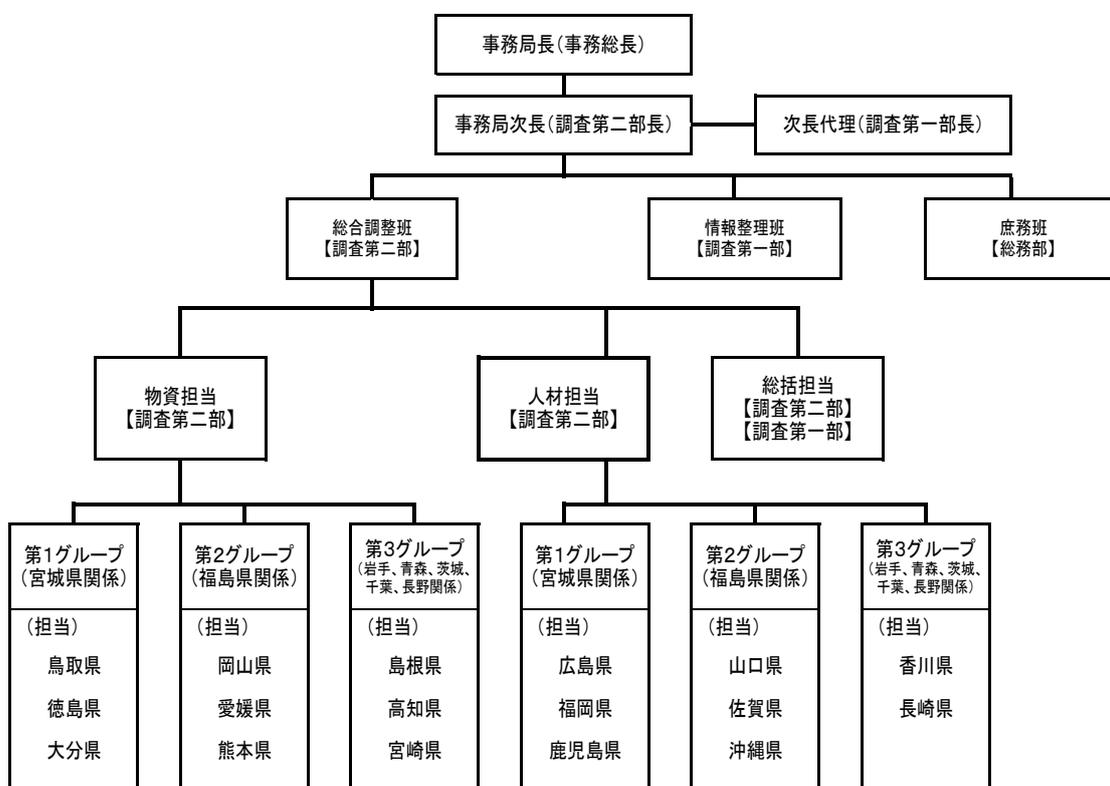
11日午後の震災発生以降、対策本部では調査第二部の9人の職員を中心として24時間体制で、部長以下半数ずつでシフトを組み徹夜業務を続け、被害情報の収集や被災県からの物的、人的要請への対応、国との連絡調整等の業務を続けてきたが、今後予想される業務量の増大にいかに対応するかが対策本部の喫緊の課題となった。そこで、対策本部体制を強化するため、14日午後、被災地から離れた中国、四国及び九州ブロックの17県（岡山、広島、鳥取、島根、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄の各県）の東京事務所職員の対策本部への派遣を会長から東京事務所長会の場で依頼した。16日には17県の派遣職員に対し業務説明を行い、17日から17県から基本1人ずつの応援を受け、新体制による業務が開始された。

新体制は、事務局長の下に総合調整班、情報整理班、庶務班を設け、総合調整班に総括担当、物資担当、人材担当を置いた。物資担当と人材担当



17 県の東京事務所職員の応援を得た緊急広域災害対策本部
 (写真は、本部職員を慰労する麻生会長 (当時))

緊急広域災害対策本部事務局組織図 (平成 23 年 3 月 17 日現在)



物資輸送における対口支援

被災県	支援県
岩手県	青森県、静岡県、長野県、大阪府、和歌山県
宮城県	北海道、秋田県、山形県、東京都、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、兵庫県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県
福島県	新潟県、群馬県、神奈川県、福井県、滋賀県、京都府、岡山県、島根県、広島県、山口県、鹿児島県、沖縄県
茨城県	栃木県、埼玉県、山梨県、奈良県、香川県

はそれぞれ宮城県グループ、福島県グループ及び岩手・青森・茨城・千葉・長野グループに分け、これらのグループに派遣 17 県の職員を振り分けた。

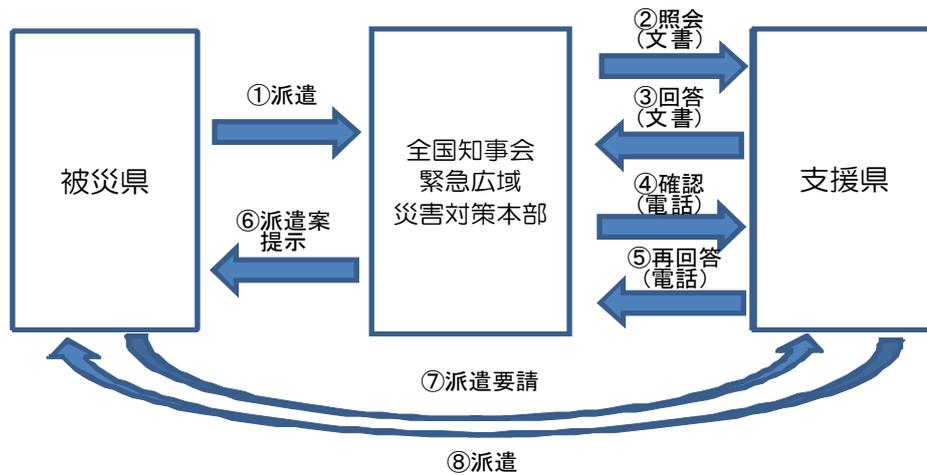
物資担当は、被災地の物資量は絶対的に不足しているため、当面は送付物量のコントロールはせず支援県からは送付量の報告だけを求めること、集計結果から需給調整が必要な場合は適宜調整を行い、特定物資の不足や供給過剰等が判明した場合は適切に対応するとの作業方針の下、各種調整を行った。また、今回初めての試みであるが、被災県ごとに支援する県を定める対口支援の方法を取り入れて、被災地の支援を行った。

また、人材担当は、専門人材の確実な確保と被災県の要求に合わせたマッチングの作業を行うため物資の支援に比べ正確な調整が必要であり、新たな人材派遣については、総括担当が関係府省と役割分担を可能な限り調整した上で行う方向で業務に入った。

オ 国の支援活動との調整

被災地への物的、人的支援は国、自治体、民間などから様々なルートでなされ、対策本部における支援もその 1 ルートであった。対策本部における人的支援は、被災県からの職種別の支援要請に基づいて、これを支援県に照会し、その回答に基づいてマッチング作業を行い、結果をその都度被災県に紹介するという方法を採用した。ところが被災県への職員派遣ルートが様々ある中、それぞれが各々のルートを通じて応援をし、相互の調整を行う組織がないままに進められたため、派遣職員が複数のルートに登録されて派遣する側と受け入れ側とが混乱を来す懸念が出てきた。

被災県への人材派遣調整フロー図



そのため、対策本部では特に国ルート間でこうした混乱が生じ始めたので、「人的支援調整方針」（内部）を定め、この方針の考え方に沿って派遣可能職員の調整を行うこととした（資料7）。その方針は、①派遣調整を行う人材は都道府県職員（公営企業、教育委員会を含み、警察官及び消防職員を除く）とする。②国において派遣調整を行っている職種については、国の調整方針に従う。ただし、人員不足等により、国から知事会に側面支援を求めてきた場合にはこれに応じる。③国において派遣調整が行われていない分野については、被災県の知事会に対する要請内容を踏まえ積極的に調整する。この場合、職種により国との調整が必要なものについては、別途国と調整する、などである。

カ 人的支援の状況

対策本部ではこの方針に基づき、直ちに派遣可能人数等の照会を行ったが、この時点で被災県から派遣要請のあった人数は、一般行政職として宮城県が407人、医師、保健師、土木職員などの専門職として岩手県が500人程度、宮城県が850人程度、福島県が900人程度となっていた。

これらの派遣要請は、短期の人手不足に対応するものだけでなく本格的復旧・復興に携わる土木職員等の中長期の派遣要請も含まれていたため、当面、短期的な人的支援を中心に要請内容を

派遣実績 (H23. 3. 23~4. 21)

被災県からの要請人数		
702名		
(内訳)	・一般事務	417名
	・土木系	210名
	・その他	75名
知事会によるマッチング人数		
632名		
(内訳)	・一般事務	402名
	・土木系	204名
	・その他	26名
派遣可能人数照会結果		
1,101名		
(内訳)	・一般事務	516名
	・土木系	434名
	・その他	151名

※被災県から後日派遣要請を取り下げられた職種に係る人数は除いた。

整理し、調整することとした。そうした調整の下、要請内容を全体としてとりまとめ 23 日に各都道府県に対し、人的支援の要請を照会した(資料 8, 9)。その後 30 日に一部修正追加等を行い、最終的には、702 人の要請に対し、632 人のマッチングを行い被災県への派遣につなげた。

キ 物的支援の状況

自衛隊機を利用した生活物資の大量輸送などが進む中、対策本部では 3 月 21 日、3 県（岩手県、宮城県、茨城県）に状況確認を行った結果、現地では次第に物資が行き渡り始め、量的に充足し始めている状況が確認された。そこで、対策本部は一定の物資の充足を踏まえた個別状況に沿った対応をとることとし、28 日付けで「今後の被災県への支援物資」として被災県から改めて支援物資の必要状況の照会を行った

結果を整理したものを各都道府県へ情報提供した（資料 10）。

被災地への支援物資が充足し始め、自衛隊機を使った大量輸送も受け入れ倉庫が満杯になりだすなど（防衛省への聞き取りによると、16 日（自衛隊ルート構築日）から 28 日までの間、空路での輸送量は約 530 トン（約 120 便）、陸路を合わせると約 700 トン。）4 月に入ると、被災県では物資の充足傾向が顕著となってきた。このような状況から、防衛省から対策本部に対して自衛隊の輸送スキームにおける受付の一時停止の文書が発出された。また、被災県からも、物資受け入れの一部停止依頼が寄せられ、これを受け、4 月 8 日、対策本部は各都道府県に「支援物資の一時停止について」を発出した。（資料 11）

対策本部で調整の上支援した物資を集計すると、3 月 12 日～4 月 19 日までの累計で米－2,007,362 食 188,120 kg、4,362 箱・袋、水－3,106,270 本、4,163 箱、毛布－569,785 枚、5,153 箱などと膨大な量に及び被災地支援の一助となったと考える。

支援実績（H23.3.12～4.19）

品目（主要品目のみ）		合計	
食料品	米	2,007,362	食
		188,120	kg
		4,362	箱・袋
	水	3,106,270	本
		4,163	箱
981,298		食	
乾パン、クラッカー、レトルト食品、缶詰等	3,360	箱	
生活用品	毛布	569,785	枚
		5,153	箱
	タオル	245,956	枚
衛生用品	マスク	6,701,207	枚
		5,924	箱
	紙おむつ等	1,108,550	枚
		85,904	箱
簡易トイレ	123,443	個	
燃料	重油	86,600	リットル
	灯油	6,600	リットル
電気製品	乾電池	25,823	個
		304	箱

しかしながら、支援ルートの輻輳や支援物資の内容・量における情報の混乱等、個々具体的なケースにおいては、大いに課題の残る対応であり、今後の広域応援の在り方について検討・考察が必要となる教訓を残した。

4月15日には、対策本部へ応援を行った17県の東京事務所に対し、物資・人員の調整業務を一元化する等により、人員を縮小する旨の通知を发出し（資料12）、更に5月2日からは全ての業務を知事会事務局が引き取ることで、各県からの対策本部への応援は終了することとなり、その後、本格的な復旧・復興を支援するため「東日本大震災復興協力本部」が5月に立ち上げられ対策本部の業務は引き継がれていった。

4 「東日本大震災復興協力本部」の設置と活動

(1) 「東日本大震災復興協力本部」の発足

対策本部では、被災地に対して、物的、人的両面での支援の調整を行ったが、4月上旬には、被災地における支援物資が当面充足する状況を受け、物的支援は当面中止することとし、また、人的支援についても、短期派遣の仕組みが構築されるとともに、土木職や保健師等の専門職員の中長期の派遣要請が強まるなど、要請される支援内容も時の経過とともに変化していった。この状況を踏まえ、山田会長の発意により、上田埼玉県知事を本部長とし、全都道府県知事を構成員とする「東日本大震災復興協力本部」（以下、「復興本部」という。）を5月12日に立ち上げ被災地の本格的な復旧・復興に向けた支援活動を行うこととし、これまでの対策本部は、この復興本部へ発展的に解消された（資料13）。

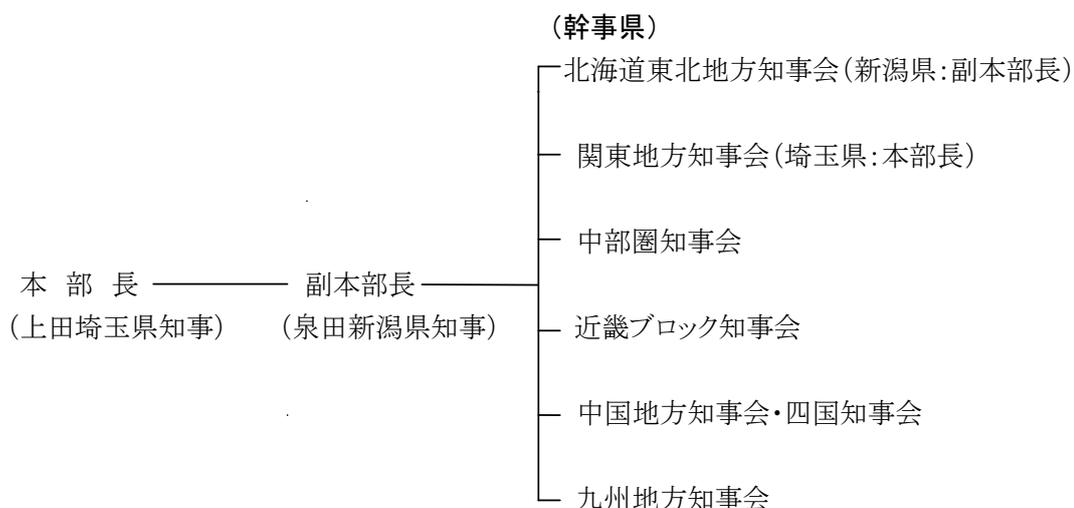
復興本部の組織としては、全都道府県知事が構成員となる復興本部の実質的活動を担保するため、復興本部の下に、本部長である埼玉県知事、知事会の副会長県の知事、災害対策特別委員長県である新潟県知事とが構成員となる幹事会を設け、復興本部として所掌する課題を実質的に検討する場とした。また、幹事会の下にこの活動を実務的にサポートする事務担当者会議を設置し、実務的に課題を検討する場とした。

復興本部の所管する課題は、①被災地の復興に関する国に対する提言要望の調整・取りまとめ、②人的支援等の被災地への復興協力体制の構築、③東日本大震災への対応を踏まえた広域応援体制の一層の改善に加え、詳細は後述するが、④実務的に大きな課題に直面している被災者生活再建支援制度への対応が当面の取り組むべきものとなった。



全国知事会議（5月31日）後の記者会見において、東日本大震災復興協力本部の設置等について説明する山田会長

東日本大震災復興協力本部の組織体制



- ※1 幹事は各ブロックより1名で、各ブロックからの知事会副会長
- ※2 関東地方知事会及び北海道東北地方知事会の幹事は本部長、副本部長をあてる。
- ※3 本部構成員は全都道府県知事

(2) 被災者生活再建支援制度に係る国との折衝

被災地における救援、救助が進み、ようやく人々が大震災の混乱から立ち直りつつなると、被災者の生活支援のための資金が必要となってくるが、これに対応する制度が被災者生活再建支援制度である。この制度は阪神・淡路大震災の教訓を受けて、平成10年に議員立法で成立した制度であり、家屋の損壊の程度に応じ支払われる基礎支援金（上限100万円）と、基礎支援金に加え家屋の再建に対して支払われる加算支援金（上限200万円）が個人に対して支給される制度である。

この制度の基本理念は都道府県の相互扶助で、各都道府県から拠出された基金が支援金支給の原資となり、国はそれに対して5割を補助する仕組みとなっている。平成11年度の制度開始から平成23年3月までの間に、新潟中越地震等の災害に対して18,170世帯、237億円の支給をしてきた。

本制度に関しては、平成10年の法案の発議書に法律の施行に要する経費として年間約10億円を見込むと記載されたとおり、そもそもの制度の成り立ちからして、大災害による大被害に対応するには財政的に不十分な面があった。過去の国会審議でも大災害による大被害への対応が十分ではないことが指摘され、平成19年の法改正時には、「本法施行後4年を目途として、支援金の支給限度額、国の補助割合を含め制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。」といった附帯決議が衆議院でなされている

(資料 14)。いみじくもその 4 年目に東日本大震災が発生し、過去からの先達者の懸念が現実のものとなった。

平成 23 年度末での基金残高は約 540 億円であり、その時点で、既に 10 万世帯を超えるであろうと想定された東日本大震災の住宅被害に対しては資金的にまったく不足する状態であった。また、国家的規模の災害に対する救済は、都道府県の相互扶助の概念をはるかに超えるものであり、新たな制度を構築し、国として財政責任を持って対応すべきとの従来からの都道府県や学識経験者からの意見に対する国の検討状況も未だの状態であった。

そうした状況の下、まず、全国知事会としては東日本大震災の被害の巨大さに鑑み、3 月 23 日に「特別立法の制定により、この度の超大規模災害に際しては、被災者生活再建支援金ではなく、別途、国全額負担により、地方に基金を創設すべきである」との緊急要請書を国に対して提出した(要請資料 1)。一方、被災地からは 4 月になると現行法に基づく支援金の申請が到達し始め、被災者の救済を迅速に行うべきとの観点から、国の制度見直しの方向性を待つことなく支援金の支給を開始した。

5 月に発足した復興本部としての第一番面の課題は、この被災者生活再建支援制度の特に財政スキームの見直しに関する政府との折衝であった。今回の東日本大震災のような国家的規模の大災害がもたらした巨大な被害の救済は、都道府県間の相互扶助に基づく現行法の想定を遙かに超えるもので国全体として取り組むべき課題であり、激甚災害制度や阪神・淡路大震災における特別措置法の例に鑑み、国の負担率を大幅に引き上げるべきであるとの論を展開し、上田本部長を先頭に政府との折衝を重ねた。

全国知事会としては、4 月 15 日に防災担当大臣宛に「被災者生活再建支援法に基づく支援について」を提出し(要請資料 2)、復興本部発足後は、5 月 24 日に政府、与野党の要路に、「被災者生活再建支援法改正等への対応について」の要請書を提出し(要請資料 3)、以降、政務レベル、事務レベルでの折衝を繰り返した。

国は、まずは当面の対応として、被災者生活再建支援金に対する国の補助として現行の補助率見合いでの 520 億円の第一次補正予算を 5 月 2 日に成立させた。国と地方との費用負担の見直し等に関しては第二次補正予算に向けての課題となった。

第二次補正予算に向けての折衝を続ける中で、6 月下旬に国の負担を大幅に引き上げる方向性が見え始め、さらに総務省の尽力により、地方負担に対しては特別交付税が措置されるスキームが形成されだした。この動きを受け、復興本部では各都道府県の意見の集約を進め、最終的には、国の負担率を 8/10、地方の負担率を 2/10 とし、地方負担分については東京都

も含む全都道府県に対して現年度の別枠の特別交付税で 100%財政措置されるスキームが構築された。

また、今回の東日本大震災への対応で既存の基金を費消する事に伴い、今後の通常災害への備えとして基金へ積み戻すことし、これに対する都道府県からの拠出に対する財政措置についても、特例的に現年度の別枠の特別交付税で 95%が措置されることとなった。

7月12日から秋田県で開かれた全国知事会議において、これまでの国との折衝経緯を上田本部長から報告をしていただき、前述の地方負担の見直しの枠組みについて全都道府県から了承を得た。さらに、各都道府県の拠出金の按分についても議題とし、全都道府県の了解を得て議決された(資料 15・16)。この議決を踏まえ各都道府県では補正予算を随時編成し、年度内に全ての都道府県からの基金への追加の拠出が完了した。

(3) 財団法人都道府県会館における支援金支給体制の強化

復興本部が、被災者生活再建支援法に係る国と地方の負担割合等の財政スキームに関して国との折衝を進める一方、支援金の支給に係る事務を都道府県から受託している財団法人都道府県会館では被災者への支援金の迅速な支給に向けての事務体制の強化に取り組んだ。

5月の連休明けから、入力等に係る人員の第一次の増員を図り6月には一時的に都道府県の東京事務所職員の応援を得るなどし、以降7月まで数度にわたり人員体制の強化を図った結果、最終的には100人規模の支援金支給事務処理体制を構築した。また、人員体制面の強化だけでなく事務処理全体の改善にも取り組んだ。支援金支給に係る支給業務システムは、従前の年平均20億円、1,500件程度の支給規模に対応するものであり、大規模な支給に対しては処理が追いつかない状況であったため、支給業務システムのアップデートを行い、処理スピードの向上と処理件数増大への対応を可能とするものとした。また、人員体制の強化に合わせて入力端末についても大幅な増設を行なった。

こうした支援金支給体制の充実・強化により、8月には申請のあったその週のうちに入力や送金依頼等の手続きを終え、翌週には被災者の預金口座へ入金されるという迅速な処理体制が構築された。このことにより、従来の災害における処理と比較しても迅速に支援金の支給を行うことが可能となり、被災者の速やかな生活再建に対して、わずかではあるがその手助けとなったと考える。

(4) 国への提案・要望活動

被災県も独自に国に対して要望活動を進めていたが、全都道府県が一丸となって、被災県を支援していくとの観点から、全国知事会としても復興本部を中心に「日本の再生に向けて－東日本大震災復興への提言－」を平成23年7月12・13日に開催した全国知事会議で決定し国に対して要望活動を行った。内容としては①迅速な復興対策、②原発事故の早期収束、③被災者支援施策の充実・強化、④地域防災対策の充実・強化の4項目に大きく分類し、被災県からの要望・意見を最優先に取り入れたものとした。復興対策としては、特に要望の強かった、復興特区の設置、自由度の高い交付金制度の創設、被災県ごとの大規模な復興基金の創設を重点項目とし、原発事故に関しては事故の早期収束だけでなく、安全対策の推進や風評被害対策の推進を盛り込んだ（要請資料4）。

また、多くの国民が復興への取り組みの遅れを懸念している中、本格的な復旧・復興に向けた第三次補正予算を速やかに編成し、執行する必要があると判断し、9月15日に、被災県の実情や要望を踏まえ緊急かつ重点的に対応すべき事項を「第三次補正予算の編成に向けた緊急要請」としてとりまとめ（要請資料5）、山田会長と上田本部長が野田

総理大臣と面会し、地方と十分に協議の上、第三次補正予算の編成において確実に措置するよう要請活動を行った。21日には、上田本部長が、平野東日本大震災復興担当大臣、細野原発事故の収束及び再発防止担当大臣に対しても要請活動を行った。11月21日に開催された全国知事会議においては、「東日本大震災からの速やかな復興を求める決議」を決議し、関係省庁の政務三役宛に提出した（要請資料6）。



平野復興担当副大臣（当時）に東日本大震災からの復興について要請活動を行う泉田副本部長（平成23年7月26日）



野田総理に対し、復旧・復興に向けた補正予算の速やかな編成等を要請する山田会長と上田本部長（平成23年9月15日）

さらに、平成 24 年 2 月 10 日に復興庁が設立され、①復興に関する国の施策の企画、調整及び実施、②地方公共団体への一元的な窓口と支援等を担うこととなったが、現状においては、制度や運用面でまだ課題が見受けられることから、被災三県の意見を基に、



平野復興大臣に復興行政が抱える課題の改善等を要請する上田本部長(平成 24 年 6 月 19 日)

①復興庁の組織・機能の強化、
②復興交付金の更なる改善、③
財政支援の充実、④復興特区制

度の改善を内容とする要望を取りまとめ、6月19日、上田本部長が平野復興大臣に対して要望活動を行った(要請資料7)。さらに、昨年度に引き続き、7月19日の全国知事会議において、東日本大震災からの復興を一層迅速かつ強力に促進するための提言を取りまとめ、国に対して要望していく予定である。

(5) 都道府県相互の広域応援体制の強化(応援協定の改正)

ア 都道府県相互の広域応援体制の一層の改善・強化

今回の東日本大震災は、実質上初の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の発動の機会となり、全国知事会の調整の下、各都道府県が被災地に対して物的・人的両面にわたり支援を行った。広域応援の状況については既述の通りであるが、総体としての広域応援は有効で、大規模災害における被災地に対する広域応援の実用性、必要性が確認された。しかしながら、個々の具体的場合においては未だ不十分な面も見られ、東日本大震災の貴重な教訓を踏まえた広域応援体制の一層の改善・強化が必要と考えられた。

復興本部では、幹事会を中心に広域応援体制の一層の改善・強化に向けて、被災県や各都道府県からの意見を受け止めながら、検討作業に取り組んだ。幹事会では、まず、被災県や支援を行った県に対して、今回の大震災における広域応援の課題等について調査を行い、課題や好事例の洗い出しを行った。この調査で得た教訓を踏まえ広域応援の改善の方向性について検討を進め、「都道府県相互の広域応援体制について」を取りまとめ、平成 23 年 12 月 20 日の全国知事会議でその内容を示し、その改善・強化の方向性について了承を得た(資料 17)。

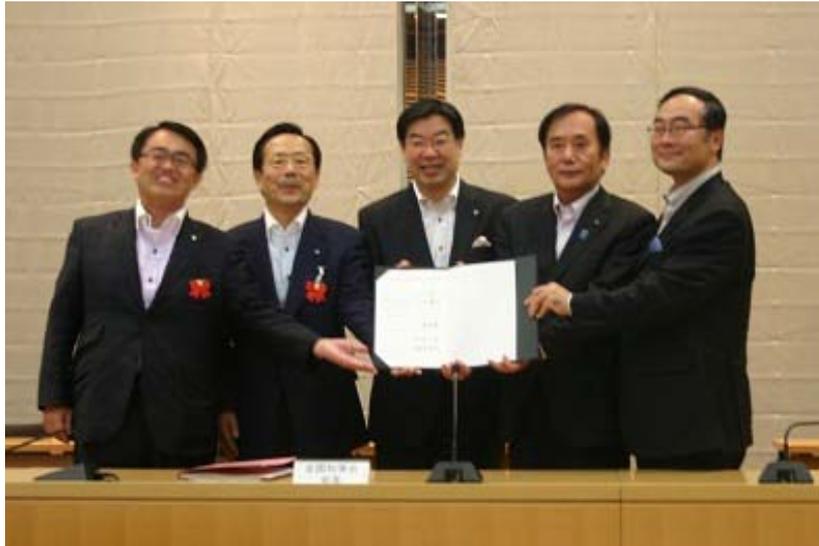
その方向性としては、まず、①カバー（支援）県体制の確立を挙げ、大規模災害時の広域応援の基盤となる、発災時に自律的に支援等の行動ができるカバー（支援）県体制を確立するとともに、従前より定めていた、ブロック間の応援についても協力体制を強化することとした。また、複数のブロックにわたる広域応援に関しては、知事会事務局の直接的な調整等による広域応援実施の迅速性の確保や対口支援の方式による効率的な応援の実施を定めた。次に、②全国知事会の体制と機能の強化を謳い、大規模災害時には都道府県東京事務所職員の応援を得て対策本部体制を強化するとともに、知事会の広域応援の調整機能、情報収集機能、国との交渉機能の強化を方向付けた。さらに、今後の検討課題として、③想定されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震といった超大規模地震への広域応援の具体的なシミュレーションの検討や大規模災害発生時の知事会災害対策本部機能の一層の強化、カバー（支援）県の具体的な支援内容等の検討を挙げ、引き続き知事会での検討を深めていくこととした。

なお、広域応援体制の強化を検討していく議論の過程において、今後の様々な災害対策充実の検討に資するよう、復興本部として今回の東日本大震災における広域応援実施等に係る課題や教訓をより詳細に調査し、取りまとめるべきとの意見が出された。復興本部ではこの意見も踏まえ、現地調査と書面による調査を実施することとした。現地調査は、平成24年1月25日～27日にかけて岩手県とその県内の市町（遠野市、大槌町、釜石市、宮古市）、2月1日・2日に宮城県とその県内の市町（仙台市、石巻市、南三陸町）を対象として実施し、書面による調査は3月中旬から被災県と支援県を対象として実施した。その概要と結果については、別途後述する。

イ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の改正

この全国知事会で了承された方向性を受け、復興本部としては、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の改正作業に入った。何回かの幹事会での検討を経て、3月に改正案を取りまとめ、全県照会等の慎重な手続きを経て、4月の幹事会で了承・決定となり、5月18日の全国知事会議の場で上田本部長より改正の概要について報告を行い、知事会議終了後に調印式を執り行なった。

協定改正の概要については、①カバー（支援）体制の確立として、第3条に広域応援の基盤となる体制であるカバー（支援）県の規定を新設し、第9条でブロック間応援をより実効ならしめるよう、従前からあるブロック間の応援の規定を改正整備した。②知事会の体制と機能の強化としては、



協定の調印式における記念撮影（平成 24 年 5 月 18 日）

第 6 条で東日本大震災において実施した、「緊急広域災害対策本部」設置に関し新たに規定に盛り込み、各都道府県の東京事務所より職員の応援を得る仕組みも規定化した。また、第 5 条には広域応援の迅速性を高めるため、幹事県等を経由する応援要請の連絡ルートに加え、知事会事務局が直接広域応援要請の連絡を受けたり、応援の調整を直接各都道府県と行う規定を新たに設けた。また、③広域応援の実効性の向上としては、第 2 条に都道府県間の連携を強め、自律的な支援が可能となる体制構築の努力規定を新設するほか、第 7 条には通信手段の途絶等により、広域応援の要請が得られない場合でも、広域応援の必要性があると知事会長が判断する場合は、広域応援を実施する規定を新設した（資料 18）。

本協定の改正を踏まえ、各ブロックや各都道府県においても、既存の協定の見直し等によるカバー（支援）県体制構築の推進に向けての活動が進められており、都道府県相互の広域応援体制強化に向けた取組が一層加速するものとする。

（6）人的支援の実施（中長期職員派遣）

ア 平成 23 年度における中長期職員派遣への対応

被災直後からの救援、復旧に関わる短期的な職員の応援が一段落すると、本格的な復旧・復興事業を推進するため、岩手県、宮城県及び福島県から中長期の職員派遣の要請が寄せられた。各種災害復興事務に従事する行政職の他に公共土木施設の災害復旧業務や災害廃棄物の処理など必要とされる土木職や被災者に対する心のケアに係る保健師などの派遣が求められた。また、福島県においては、原子力損害賠償の業務や、原子力災害による県民健康管理調査（全県民 202 万人を対象）を実施するための事務に従事す

る職員についての派遣要請があった。

まず、福島県からの派遣要請が先行してまとまったことから、7月に福島県単県分のみ先行して各都道府県に対して照会を行った。また、これらの要請職種や

震災の被災状況などについて直接、現地の声を聞いて把握するため、上田本部長（埼玉県知事）が、8月に宮城県庁に村井知事を福島県庁に佐藤知事を訪問し、意見交換を行った。

意見交換の中で、村井知事からは各都道府県から大量の物資の支援のほか、医療、保健、福祉分野等幅広い分野に多数の職員の派遣をいただき大変感謝している

という御礼の話があった。しかしながら、依然として、保健師、土木職員等のノウハウを持つ職員や教員などの専門職員が不足しており困っており、一般職についても時間の経過とともに、福祉部門の需要が増しているという状況であり、引き続き職員の派遣をお願いしたいという話があった。一方で、発災直後からの復旧の段階では他自治体への支援要請ルートが複数（全国知事会、国、相互協定等）あり、支援窓口がどこなのか錯綜し、調整に時間を要したという話もあった。

佐藤知事からは、復旧・復興に協力していただき大変お世話になっているという感謝の話があった。人的派遣については、保健師や公共土木施設等の災害復旧業務を行う土木職が足りなくて困っており、7月に発生した「新潟・福島豪雨災害」により、災害復旧のために県庁職員を現場の対応に当てなくてはならず、通常業務を行う職員がどうしても手薄となってしまうため引き続き支援をお願いしたいという話があった。

上田本部長からは、復興本部として、さらに可能な限り被災地の支援について努力していくという話がなされた。



村井宮城県知事と意見交換する上田本部長
（平成 23 年 8 月 26 日）



佐藤福島県知事と意見交換する上田本部長
（平成 23 年 8 月 31 日）

平成23年度における岩手県、宮城県、福島県への都道府県からの職員派遣状況

知事会、省庁	職種、業務	岩手県	宮城県	福島県	合計
全国知事会	行政職53人（復旧・復興業務など）、土木職46人（災害復旧工事関連業務など）、化学職9人（環境放射能モニタリングなどの災害復旧業務など） 他	8	25	85	118
各県個別、省庁	行政職（復旧・復興業務など）、土木職（災害復旧工事関連業務など）、化学職（環境放射能モニタリングなどの災害復旧業務など） 他	120	151	66	337
計		128	176	151	455

※全国知事会調整分は、3回分の照会結果の合計による。

※府省調整分は、3県からの報告による集計。

意見交換での要望も受け止め、復興本部では、7月に続いて、9月及び10月の計3回にわたって、岩手県、宮城県及び福島県への中長期職員派遣について各都道府県に依頼を行った。平成23年は、東日本大震災だけでなく「新潟・福島豪雨災害」や「台風12号による災害」といった深刻な被害をもたらした災害が各地で発生し、各県はそうした災害へも対応を求められる状況であったが、行政改革の進展に伴う厳しい人事状況を乗り越えて、多数の職員派遣の申し出を各都道府県からいただいた。3回にわたる照会の結果として、岩手県8人、宮城県25人、福島県85人、合計で118人も多数の職員の派遣を実現した。派遣職員の構成は、復旧・復興業務に従事する行政職53人、災害復旧工事に従事する土木職員46人、環境放射能モニタリング等に従事する化学職9人等であり、その派遣期間については、平成23年度末までが中心で、最短で3ヶ月、最長で6ヶ月であった。このことについては、平成23年12月20日に開催した全国知事会議の場で上田本部長から各都道府県知事の御協力の下、多数の職員を派遣することができたという御礼と共に報告がなされたところである。

平成23年度の職員派遣の中で、復興本部として調整したり課題として受け止めたりした点についてであるが、まず、①福島県で起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応があった。今もなお関連ニュースが報道されているが、各県からは福島県への職員派遣を検討するにあたり、勤務地の状況についての問い合わせが復興本部に寄せられた。復興本部としては、福島県の担当者と逐次連絡をとり原発事故の最新情報、警戒区域地域などの情報を共有し、問い合わせのあった県等に対してきめ細かく情報を提供し、各県の理解を深める努力を行った。結果として、福島県に対しても他の2県と何の変わりなく職員の派遣を行うことができた。

次に、②各都道府県に対し職員の派遣を依頼したが、残念ながら要請者数に対して派遣者数が及ばなかったことである。理由としては、行政改革の推進による厳しい人事状況や土木職等のもともと対象職員数が少ない職種の要請が多かったこと、さらに、前述したように、平成23年は豪雨災害等各地において災害が頻発したことが挙げられる。

しかしながら、大災害はいつ発生するかわからないもので、発生時には各都道府県の相互応援は必須のものであり、職員数が少ない中でも工夫をしながら、大災害発生時のいざという時に被災地に人員を派遣できる仕組みを平時の内から策定し、大災害への備えとすることを検討する必要がある。

イ 平成24年度における中長期職員派遣への対応

平成24年度における岩手県、宮城県、福島県への人的支援については、平成23年12月20日に開催した全国知事会議の場において上田本部長から「平成24年度の被災県への職員派遣について」報告があったところであり、岩手、宮城、福島各県からの派遣要請人数は合計535人であった。各都道府県に依頼するにあたっては、平成23年11月下旬から早めに岩手県、宮城県、福島県の各担当と連絡調整を始め、12月20日に各都道府県に依頼をし、約1ヶ月間の回答期間を設けた。主な要請職種は、平成23年度とかわりなく事務職、土木職が中心であり、その他として建築職、林業職、水産職、化学職などの職種もあった。

各都道府県に依頼した結果、全体で446人もの多数の職員派遣の申し出を受け、岩手県、宮城県、福島県と各県との間で具体的な派遣の調整が行われ、最終的には、岩手県へ121人、宮城県へ130人、福島県へ143人、合計394人もの職員が派遣されることになった。派遣職員の構成は平成23年度と同様の傾向で、各種復興事業に従事する行政職133人、災害復旧工事に従事する土木職163人、建築物の復旧工事に従事する建築職32人、環境放射能モニタリングに従事する化学職7人等であり、派遣期間については、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間が中心である。これにより被災県でのマンパワー不足による事業停滞をかなり防ぐことができ、復興に向けた大きな力となっていくものと考えている。

平成24年度の派遣の中で、昨年度の経験をふまえ事前に配慮した点は、国の省庁を通じた人員派遣要請との調整である。平成23年度は、省庁をはじめ各団体が個々に派遣について調整したため、支援する側からは複数の異なるルートから依頼があり、少なからずの混乱が生じた。その教訓を踏まえ、平成24年度においては可能な限り復興本部で国の省庁の派遣要請の内容を把握・取りまとめて各都道府県へ情報提供し、できるだけ支援県が

混乱しないような調整を行った。残念ながら、国では各省庁を横断して情報を把握する組織がなかったため、被災県と連携して各省庁の情報を個別に把握して全体像を積み上げて一覧とする作業を行った。

このことにより、支援する都道府県の混乱は、平成 23 年度に比較して格段に減少したが、そうした上でも、復興本部から各都道府県に対して依頼した要請内容と国から各都道府県に依頼したものが一部分で重複した事例や、一部の省庁においては、復興本部と未調整のまま各都道府県へ依頼する事例が発生した。

被災地における復興作業の進展に伴い、各都道府県からの人員派遣の必要性は継続するものと想定される。復興本部としては、次年度の派遣がより円滑に進むよう、今まで以上に岩手県、宮城県、福島県の担当者と綿密

平成24年度における岩手県、宮城県、福島県への都道府県からの職員派遣状況(H24.4.1)

知事会、省庁	職種、業務	岩手県	宮城県	福島県	計
全国知事会	行政職人133人、土木職163人（災害復旧工事関連業務など）、建築職32人（建築物の復旧工事）、化学職7人（環境放射能モニタリングなどの災害復旧業務など）他	121	130	143	394
国土交通省	建築職、電気職、機械職(被災県有建築物の復旧業務)	-	-	18	18
	土木職(土地区画整理事業、防災集団移転促進事業) (県からの派遣職員分のみ)	6	3	2	11
	計(国土交通省分)	6	3	20	29
農林水産省	土木職、農業土木職(災害復旧業務)	-	75	22	97
林野庁	林業職(治山施設災害復旧事業、災害関連緊急治山事業、復旧治山事業等の設計、監督業務)	-	-	19	19
水産庁	土木職(漁港等災害復旧業務、防潮堤、漁港施設等復旧に伴う用地取得等用地事務)	13	-	7	20
環境省	土木職(震災廃棄物2次仮置き場現地管理事務所の運営管理)	-	-	-	-
文化庁	埋蔵文化財発掘調査専門職(埋蔵文化財の試掘調査、本発掘調査)	10	8	1	19
省庁計	-	29	86	69	184
計		150	216	212	578

※府省調整分は、3県からの報告による集計。

平成24年度における岩手県、宮城県、福島県への都道府県からの職員派遣状況(H24.7.13現在)

全国知事会 調整分

区分	岩手県	宮城県	福島県	合計	内 訳
4月1日現在	121人	130人	143人	394人	事務職132、土木職178、建築職31、電気職12、機械職7、化学職7 他
追加要請分	19人	47人	8人	74人	事務職36、土木職25、水産職5 他
計	140人	177人	151人	468人	—

府省 調整分(3県からの報告による)

※前ページ再掲

4月1日現在	29人	86人	69人	184人	国土交通省、農林水産省、林野庁、水産庁、環境省、文化庁
--------	-----	-----	-----	------	-----------------------------

合計	169人	263人	220人	652人	—
----	------	------	------	------	---

に連絡を取り、十分な事前調整をしていくつもりである。一方、地方としては、国においても、省庁横断的な情報の把握及びその情報を地方へ提供する組織を設け、混乱のないような調整を行うことが望まれる。

平成24年度当初で、別表のとおり578人もの多数の職員を岩手県、宮城県、福島県に派遣したところであるが、5月18日の全国知事会議の場で、佐藤福島県知事から、多数の職員派遣の御礼とともに、土地区画整理事業、高台移転促進事業等の事業量は膨大なものがあり、これらを的確に推進していくためには、なお一層の各都道府県の助力をお願いしたい旨の切実な要請があった。

この発言を受け、全国知事会としては第2弾の職員派遣を行うこととし、3県からの要請を取りまとめ、6月4日に各都道府県に対して再度の職員派遣を依頼した。今回は、災害復旧工事の実施等に係る土木職102人、行政職62人を中心に合計198人の派遣要請であるが、これに対して、各都道府県からは今年度既に多数の職員を派遣している中であっても、さらに74人(7月13日現在)の派遣の申し出をいただいております。現在、派遣に向けての調整を行っているところである。

5 今後の課題と検討事項

復興本部では、東日本大震災における貴重な教訓を生かした広域応援体制の一層の強化・改善に取り組み、その成果を「都道府県相互の災害等に対する広域応援に関する協定」の改正に結びつけた。また、被災地の復興の推進に協力するため、各都道府県からの職員応援（中長期派遣）について取り組み、各都道府県の大きな協力をいただき、多数の職員派遣に結びつけた。しかしながら、まだまだ、検討を進めて行かなくてはならない課題がある。

（１）首都直下地震や南海トラフ巨大地震への備え

今回の協定改正で、都道府県相互の応援に於けるカバー（支援）体制の強化を位置付けたが、この体制を踏まえ、想定されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震に対する具体的な広域応援や広域避難の実施についての検討が必要である。

現在国では、専門家や自治体の代表者からなる検討の場として、首都直下地震に対しては「首都直下地震対策検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）」（東京都が委員）を、南海トラフ巨大地震に対しては「南海トラフ巨大地震対策検討WG」（高知県が委員）を立ち上げ（資料 19）、新たな被害想定やそれを踏まえた救助、救援、減災・防災等の計画の見直しをする予定である。

全国知事会としてもこの国の検討状況と歩調を合わせて、災害対策特別委員会に各々の地震に対する広域応援や広域避難の在り方等を検討するWGを立ち上げ、対策の検討を進めることとし、平成 24 年 6 月 19 日に開催された災害対策特別委員会において、「首都直下地震検討WG」と「南海トラフ地震検討WG」の設置を決定したところである。「首都直下地震検討WG」では全体取りまとめ幹事を東京都に担ってもらい、関東地方知事会構成県と委員長県である新潟県が参加して検討を進め、また、「南海トラフ地震検討WG」では、高知県に全体取りまとめ幹事をお願いし、「東海・東南海・南海地震による超広域災害への備えを強力に進める 9 県知事会議」のメンバー県を中心に検討を進めることとした。（資料 20・21）

（２）カバー（支援）県体制、全国知事会の災害対策機能の一層の強化

ア カバー（支援）県体制の一層の強化

カバー（支援）県の個別具体的な役割等は各ブロックの応援協定等で定めるものであるが、幹事会での検討においては、広域応援を実施するにおいては一定程度の役割の共通化を図り、標準的な役割や権能について復興

本部で取りまとめて各都道府県に示していくことが重要であるとの意見が
だされた。この意見を踏まえて、幹事会でとりまとめたカバー（支援）県
の標準的な役割等の概要をまとめたものが資料 22 である。各ブロックにお
いては、この資料も参考にしながら、カバー（支援）県体制について検討
を行い、地域実情に即した体制を構築していただければと考える。

また、今回の東日本大震災における教訓からは都道府県単位で県内の市
町村や各種団体がまとまって応援をするほうが有効であるという事が示さ
れており、そうした県単位での応援の取りまとめといったことも、カバー
（支援）県体制をさらに確固たるものにしていくには必要なことであり、
各県の地域事情に応じてこうした取組を進めていくことが求められるとこ
ろである。

イ 全国知事会の災害対策機能の一層の強化

今回の協定改正で、都道府県東京事務所から対策本部へ職員の応援を得
る体制について明文化し、被災ブロックに応じて職員応援するブロックを
設定し、応援要請の連絡があれば、全国知事会の対策本部へ参集する体制
が構築された。このことにより、被災県、各都道府県、国との連絡や情報
提供に関して対策本部の人数的には対応できる体制となったが、災害対策
本部機能を十全に発揮するには、災害時における広域応援のオペレーショ
ンを一層確実なものにしていく事が重要であり、災害に対する専門的知識
や経験を有する職員を確保し、対策本部運営の実質的な役割を担ってもら
う必要があると考える。近県や災害対策に優れた実績を有する県の職員の
応援を緊急一時的に得る仕組み等の導入に関して、さらなる検討、研究が
必要である。また、現地对策本部の職員を派遣し、情報を収集する必要
性等も考えられ、通信機材等のハード面の整備も検討課題である。

（３）継続的な被災地の支援（職員派遣）

先に述べたように、全国知事会では復興本部を中心に被災地への応援職
員の中長期派遣の調整を行っており、各都道府県からの多大の協力をいた
だき、平成 23 年度では 118 人、平成 24 年度（4 月 1 日時点）では 394 人
もの多数の職員派遣につなげることができた。

しかしながら、復興に向けた事業量は加速度的に増加し、とりわけ、区
画整理事業や高台移転事業に従事できるノウハウのある土木職職員の不足
が顕著となってきた。こうした状況の下、平成 24 年 5 月 18 日に開催した
全国知事会議において、佐藤福島県知事からこれまでの職員派遣への厚い
御礼とともに、なおかつ不足する職員についての更なる応援についての切
実な要請がなされたところであり、これを踏まえ被災 3 県からの職員派遣

の追加要請を取りまとめ、6月4日に各都道府県へ追加の職員派遣の照会を行った。

既に多数の職員を派遣している各都道府県では、現行の仕組みのままでは、更なる追加派遣は大変厳しい状況にある。しかしながら、被災地での復興に係る事業はこれからますます本格化するものであり、事業の継続的かつ適切な遂行に当たっては、職員（特に土木職）の確保が必須である。全国知事会として、今後も継続的に長期間にわたり被災地を支援していくためには、東京都で先行的に取り組んでいるOB職員等を活用する任期付採用について他県でも実施の検討をすることや、既存の定数管理とは別枠での採用（財政面では国が別枠で措置）の検討等、幅広く、柔軟に派遣職員を確保する新たな仕組みを考え、構築していく必要がある。

東日本大震災における全国知事会の活動の経過

平成22年度

月 日	活 動 状 況
3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 14:46 三陸沖を震源とするM9.0震度7（宮城県）の巨大地震を観測、東京でも震度5強となり、都道府県会館もトイレ、廊下の壁面材落下、窓ガラスの多数が横ずれ起こす。お台場方向のビルより黒煙が上がるのが観察される。 ・ 14:50知事会事務局は発災後直ちに通常業務を停止し、広域応援協定にかかる規定に基づき全国知事会内に災害対策都道府県連絡本部を設置（本部長：事務総長、副本部長：調査第二部長）して情報収集活動を開始するとともに、消防庁災害情報を各ブロック幹事県に逐次提供する。 ・ 対策本部職員は、これ以降24時間体制で情報収集業務及び被災県からの要請受付業務等に従事する。
3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18:30 麻生会長の指示により、広域応援協定に規定はないが、広域応援を円滑に実施するため、知事会に緊急広域災害対策本部設置（本部長：麻生会長、副本部長：泉田災害対策特別委員長）する。 ・ 各県に対策本部設置の通知を発するとともに、人員派遣、資機材・物資提供の広域応援を依頼する。 ・ 19:00以降各県から応援協力体制の問合せ、被災県から国・知事会双方への物資搬入要請、国から知事会への協力要請情報等が多数寄せられる。
3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9:00 鳥取県が知事会からの要請により、職員災害応援隊、仮設トイレ・毛布等の支援物資を宮城県へ輸送する（知事会調整第1号）。 ・ 被災県からの人材・物資の請求をその都度FAXで全県に照会する（膨大な避難者のための食糧、水、毛布、簡易トイレ、生理用品、自衛隊車両等ガソリン、一般用軽油等の不足が深刻化する）。 ・ 知事会としては、国で対応できない部分について被災県の要請に基づき重なりのないように行う方針であることを表明する。 ・ 政府の緊急災害対策本部から簡易トイレの応援要請あり。
3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1:30 総務省（消防庁）から知事会ルートと政府ルートは並行して対処して欲しい旨要請あり。 ・ 4:30 知事会において「緊急物資調整方針」を作成する（政府緊急対策本部で調整している物資のうち、緊急性の高い毛布、紙おむつ、簡易トイレについて要請数と提供可能数を知事会でも調整し各県に順次輸送を要請）。 ・ 6:40 「提供可能物資の数量登録依頼について」を各都道府県に通知する。 ・ 17:00 東京事務所長会議を開催し、麻生対策本部長が知事会の今後の活動について協力を求め、その後、記者会見を行う。 ・ 知事会の支援要請照会に回答のあった被災4県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）の物資要望を調整し、搬送を各県に依頼する。
3月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 17:34 福島県知事からの原発避難者受入れの緊急要請を受け、全県に一次避難所の確保と受入れ先情報の提供を依頼する。 ・ その後、本会のホームページに避難所情報等を掲載する。 ・ 23:42 本会と防衛省が、各都道府県の駐屯地から被災地に自衛隊機で直接物資を輸送するルートの設置に向けて調整中である旨を各都道府県に通知する。

月 日	活 動 状 況
3月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・(未明)自衛隊機による輸送ルートが決定される。 ・13:00 対策本部に派遣される職員に対する業務説明会を実施する(中国・四国・九州ブロックの東京事務所職員から対策本部へ常時17名以上の職員が配置されるよう要請する) ・総合調整班に物資担当、人材担当を置き、派遣17県を3つの被災県グループに振り分け配置することとする。 ・14:00 麻生対策本部長が「全国知事会と防衛省の連携による救援物資の輸送について」の緊急記者会見を行う。 ・19:00 知事会と防衛省の合意に基づき、自衛隊機による空輸が開始される。 ・支援物資の提供に関し、被災県の意向を踏まえ被災県を担当する支援県を決定する(対口支援の実施)。
3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・9:00 都道府県会館6階知事室で、17県の東京事務所職員の応援による支援業務を開始する。
3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・14:45「被災地支援に対する財政負担について」を対策本部長から各都道府県知事宛に通知する。
3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・麻生対策本部長、泉田対策副本部長により要請活動を行う(民主党総務部門会議、松本環境・防災担当大臣、仙石官房副長官、片山総務大臣あて「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る緊急要請」を提出)。 ・岩手県、宮城県、福島県からの行政職や技術職の職員派遣要請に基づき全都道府県に派遣可能人数を照会する。
3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県、宮城県、福島県からの派遣要請と各都道府県からの派遣可能人数を基にマッチング作業を開始する。
3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・麻生対策本部長により要請活動を行う(菅総理、自由民主党谷垣総裁、公明党山口代表に「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る緊急要請」、「全国知事会の取組状況」(食料品や生活物資の供給、行政職400人の派遣、避難所及び住宅の情報提供などの実績)を提出)。 ・宮城県からの県内市町村において罹災証明発行事務等を行う職員の派遣要請に受け、全都道府県に派遣可能人数を照会する。

平成23年度

月 日	活 動 状 況
4月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省から、自衛隊機による輸送スキームにおける受付の一時停止文書が発出される。
4月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・麻生対策本部長は、各都道府県知事に対して「支援物資の供給の一時停止について」を通知する。
4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・4/18~4/28間の対策本部派遣職員体制の縮小(17県→9県)について、職員派遣をしている東京都事務所へ通知する(5/2に全ての業務を知事会事務局(調査第二部)へ移行予定)。

月 日	活 動 状 況
4月15日	・麻生会長が松本防災担当大臣に対して要請活動を行う（「被災者生活再建支援法に基づく支援について」を提出）。
4月26日	・全国知事会議に「全国知事会緊急広域災害対策本部の活動状況について」を報告する。
4月28日	・福島県からの要請に基づき放射能検査等に係る職員派遣及び業務協力について全都道府県に照会する。
5月2日	・対策本部の業務を全て知事会事務局（調査第二部）へ移行する。
5月11日	・山田会長が、宮城県庁に村井知事を岩手県庁に達増知事を訪問し、復興支援に向けた意見交換を行う。
5月12日	・山田会長の発意により、被災地の復興を支援するため、上田埼玉県知事を本部長とする東日本大震災復興協力本部を設置する（対策本部業務は復興本部へ引き継ぐ）。
5月24日 ～26日	・山田会長、上田復興本部長により政府、与野党の要路への要請活動を行う（玄蕃国家戦略担当大臣、仙石官房副長官、自由民主党谷垣総裁、大島副総裁、石原幹事長、石破政調会長、民主党岡田幹事長、公明党山口代表、井上幹事長あて「被災者生活再建支援法改正等への対応について」を提出）。
5月31日	・全国知事会議に「東日本大震災復興協力本部について」及び「東日本大震災への全国知事会の主な対応状況と課題」を報告する。
6月10日	・第1回東日本大震災復興協力本部幹事会を開催し、①復興協力本部の運営について、②国と地方の協議に向けて、③今後の進め方について協議する。
6月17日	・第1回東日本大震災復興協力本部実務担当者会を開催し、①被災県二一ズの調査結果について、②中・長期の人事派遣に係る対応について、③広域応援（カバー県システム）について協議する。
6月29日	・第2回東日本大震災復興協力本部実務担当者会を開催し、①前回会議の整理、②義援金配分事務の状況について（現地レポート）、③平成24年度国の施策並びに予算に関する政策提案について協議する。
7月12 ～13日	・秋田県で開催された全国知事会の場において「日本の再生に向けて-東日本大震災復興への提言-」を決定する。 ・「東日本大震災に伴う被災者生活再建支援基金への拠出に係る按分方法及び拠出額について」及び「通常災害に対する被災者生活再建支援基金への拠出に係る按分方法及び拠出額について」を決定する。
7月20日	・上田復興本部長が、各都道府県知事に対して「震災復興に係る福島県への職員派遣について」を依頼。

月 日	活 動 状 況
7月26日	・泉田復興副本部長が、海江田経済産業大臣、平野内閣府特命担当大臣、桶高環境大臣政務官に対して、要請活動を行う（「日本の再生に向けて-東日本大震災復興への提言-」を提出）。
8月23日	・上田復興本部長が、各都道府県知事に対して「東日本大震災復興のための福島県への職員派遣結果について」御礼とともに結果を報告する（派遣可能人数、福島県73人）。
8月26日	・上田復興本部長が宮城県庁に村井知事を訪問し、復興支援に向けた意見交換を行う。
8月31日	・上田復興本部長が福島県庁に佐藤知事を訪問し、復興支援に向けた意見交換を行う。
9月15日	・山田会長と上田復興本部長が、野田総理大臣と面会し、第三次補正予算の編成について要請活動を行う（第三次補正予算編成に向けた緊急要請）を提出）。
9月2日	・上田復興本部長が、各都道府県知事に対して「東日本大震災の復旧・復興対策に係る被災県への職員派遣について」依頼する。
9月21日	・上田復興本部長が、平野東日本大震災復興担当大臣、細野原発事故の収束及び再発防止担当大臣に対して、第三次補正予算の編成について要請活動を行う（「第三次補正予算編成に向けた緊急要請」を提出）。
10月5日	・上田復興本部長が、各都道府県知事に対して「東日本大震災の復旧・復興対策に係る被災県への職員派遣について」御礼とともに結果を報告する（派遣可能人数、岩手県11人、宮城県28人、福島県5人の計44人）。
10月21日	・上田復興本部長が、各都道府県知事に対して「東日本大震災の復旧・復興対策に係る岩手県、宮城県、福島県への職員派遣について」依頼する。
11月10日	・第3回東日本大震災復興協力本部実務担当者会を開催し、①都道府県相互の広域応援体制について協議する。
11月21日	・全国知事会議で「東日本大震災からの速やかな復興を求める決議」を決定し、翌日、関係省庁の政務三役あて提出する。
12月7日	・第4回東日本大震災復興協力本部実務担当者会を開催し、①対口支援についての検討、②幹事会資料についての検討について協議し、今後想定されている超大規模地震（首都直下、3連動等）への対応について意見交換を行う。
12月15日	・第2回東日本大震災復興協力本部幹事会を開催し、①都道府県相互の広域応援体制について、②平成24年度の被災県への職員派遣について協議する。

月 日	活 動 状 況
12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会議で上田復興本部長が、「都道府県相互の広域応援体制について」、「東日本大震災の復旧・復興に係る岩手県、宮城県、福島県への職員派遣結果」（派遣可能人数、岩手県2人、宮城県6人、福島県16人、計24人）（23年度合計で派遣人数、岩手県8人、宮城県25人、福島県85人、計118人）、「平成24年度の被災県への職員派遣について」を報告する。 ・復興本部長が、各都道府県知事に対して「平成24年度における東日本大震災に係る復旧・復興対策のための岩手県、宮城県、福島県への職員派遣について」を依頼する。
1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回東日本大震災復興協力本部実務担当者会を開催し、①全国知事会広域応援協定（改正案）について、②東日本大震災における広域応援の実施状況等に係る調査について協議し、③カバー県の役割について意見交換を行う。
1月25日 ～27日	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災における広域応援の実施等に係る現地ヒアリング調査を実施する（岩手県、遠野市、大槌町、釜石市、宮古市）。
2月1日・2日	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災における広域応援の実施等に係る現地ヒアリング調査を実施する（宮城県、仙台市、石巻市、南三陸町）。
2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回東日本大震災復興協力本部実務担当者会を開催し、①全国知事会広域応援協定（改正案）について、②全国知事会事務局体制（緊急広域災害対策本部）の強化について協議する。
2月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回東日本大震災復興協力本部実務担当者会を開催（書面開催）し、全国知事会広域応援協定（改正案）について協議する。
3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災における広域応援の実施状況等の調査について依頼する（書面調査）。
3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・上田復興本部長が、各都道府県知事に対して「平成24年度における東日本大震災に係る復旧・復興対策のための岩手県、宮城県、福島県への職員派遣について」御礼とともに結果を報告する（派遣人数、岩手県121人、宮城県130人、福島県143人の計394人）。

平成24年度

4月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回東日本大震災復興協力本部実務担当者会を開催し、①全国知事会広域応援協定（改正案）について、②現地ヒアリング調査の概要について、③カバー（支援）県の主な役割について協議する。
4月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回東日本大震災復興協力幹事会開催（書面開催）し、全国知事会広域応援協定（改正案）について協議する。

月 日	活 動 状 況
5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国知事会議で上田復興本部長が、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の改正について報告する。 ・ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」改正の調印式を執り行う（山田会長、上田復興本部長、大村愛知県知事、石井岡山県知事、飯泉徳島県知事参加）。
6月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上田復興本部長が、各都道府県知事に対して「平成24年度における東日本大震災に係る復旧・復興対策のための岩手県、宮城県、福島県への職員派遣の再要請について」依頼する。
6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上田復興本部長が、平野復興担当大臣に対して、復興庁の組織・機能の強化等について要請活動を行う（「復興庁に対する要望」を提出）。
7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回東日本大震災復興協力幹事会開催（書面開催）し、「東日本大震災からの復興を促進するための提言(案)」について協議する。

東日本大震災における広域応援状況の実施状況調査結果（概要）

1 調査の目的

既述のとおり、平成23年3月12日に「全国知事会緊急広域災害対策本部」を、また5月12日より「東日本大震災復興協力本部」を設置し、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の趣旨を踏まえた被災者の救援・救護、被災地復興にかかる人員の派遣や、資機材及び物資の提供などの広域応援を実施した。

今回の広域応援は、平成8年7月に協定が締結されて以降、実質的に初の協定の適用であった。全国知事会による広域応援は、被災地における応急救助に一定の成果が認められる一方で、個々具体の対応においては不十分な点や今後に向けての課題もあったのではないかと認識されたことから、全国知事会では「東日本大震災における広域応援の実施状況等の調査」を実施することとした。

この調査は、現地調査と書面調査の2本立てで実施し、前者については、岩手・宮城両県の被災自治体に職員を派遣し、担当職員に対して直接ヒアリングを実施したものである。これに対して後者は、被災県を除く各都道府県が実施した人的・物的支援状況について、書面により回答を求めたものである。

2 現地調査

現地調査は「人的支援」と「物的支援」の実施状況等に主眼を置き、被災自治体の目線で、「広域応援の際に何をして欲しかったか」「広域支援で何が出来て、何が出来なかったのか」等の視点により、担当部署の職員に対してヒアリングを実施した。

なお、現地調査の実施に当たっては、新潟県、埼玉県、静岡県、兵庫県職員の協力を得た。



現地調査におけるヒアリングの様子（宮城県庁(左)と岩手県遠野市)

<現地調査の概要>

実施日	ヒアリング先	対応部署
1月25日	岩手県	総合防災室、県民暮らしの安全課、科学・ものづくり振興課、市町村課、政策推進室、復興局総務課
1月26日	岩手県遠野市	市長、沿岸被災地後方支援室
	岩手県大槌町	総務課
1月27日	岩手県釜石市	総務課、防災課
	岩手県宮古市	危機管理課、環境課
2月1日	宮城県	危機対策課、市町村課、震災復興・企画総務課
	宮城県仙台市	防災安全課
2月2日	宮城県石巻市	防災課、人事課、産業復興課
	宮城県南三陸町	総務課、復興企画課、保健福祉課、危機管理課

ヒアリング時の主な意見

人的支援

- ・ 人的支援に関して、国（各省庁）、全国知事会、各種団体など複数の要請ルートが立ち上がったため、どこに要請したらよいか混乱した。
- ・ 災害時の応援協定を締結していたが、災害の規模が大きく、人的支援の絶対量が足りなかった。
- ・ 発災直後に県に人的要請（職種不問）を行ったが、実際に着任するまで2ヶ月を要した。
- ・ 人的支援要請に当たって、県庁から「どの職種に何人必要か」という形で照会が行われたが、被災市町村は、特に発災直後は混乱しているため、的確な要請は困難であった。（特に東日本大震災のような壊滅的な被害を受けた場合は、通常業務の速やかな再開が容易でないだけでなく、災害対応業務が新たに発生するため、職種を問わず、とにかく「マンパワーが欲しい」というのが実情である。）
- ・ 被害の全体像が見えない中で、被災市町村は、支援側から「何をしたらよいか」「困っていることはないか」と問われても答えられない。自主的に避難所等に入るなどして被災者のニーズを掘り起こし、対応してくれた支援自治体があったが、被災自治体としてはとても有り難かった。
- ・ 派遣職員の食・住を確保できず、派遣の申し出を断らざるを得ないケースも多くあった。
- ・ 県として県外からの人的・物的支援の受け入れ（受援）に関する仕組みがなく、受援の窓口や業務内容についても不明確であった。広域

応援を効率的に受け入れるためには、受援業務の担当の明確化や大規模災害を想定した訓練等が必要だと感じた。

- ・ 特に初動期における支援県と被災県との間で連携不足、災害対策本部内での支援県の位置付けが不明確であった。当初は連絡員の執務スペース等も確保できなかった。
- ・ 被災市町村を直接支援している支援県と被災県との情報共有が十分ではなかった面があった。
- ・ 短期派遣の繰り返しで業務の継続性に支障が生じたり、応援職員間での業務引継が不十分で住民との間でトラブルが発生した。
- ・ 短期間の派遣のため、その都度、業務説明するのは負担だった。
- ・ 発災当初から行われた隣県の友好都市からの支援が、刻々と変わる被災者のニーズにきめ細かく対応されたため、特に初動段階で有効であった。その一方で、当該友好都市に対して、県から別の市町村の支援を割り当てられたため苦慮した事例があった。
- ・ 甚大な被害や幹部職員の死亡等により市町村の行政機能が大幅に低下あるいは喪失したような場合には、都道府県が中心となって機能回復に向けた支援が必要。今回は、県庁から現場で状況判断できる職員が派遣され、県庁との連絡も連絡系統も当該派遣職員に一本化されたため、対応がスムーズにいった。
- ・ 支援県の連絡員をメンバーとした連絡会議の設置は、各支援県の情報収集の効率化が図られるなど有効であった。

物的支援

- ・ 事前に市町村内の業者（食料・生活物資・輸送関係）と災害時の応援協定を締結していたが、当該業者も被災したため機能しなかった。
- ・ 県に物資の支援を要請しても、発災後1週間程度は物資がほとんど届かなかった。非被災地に職員自らが買い出しに行かなければならなかった。
- ・ 全国知事会では被災3県の物資支援担当県の割り当てを行ったが、担当県以外からも事前連絡なく物資が送付され、大量の余剰物資を抱える一因となった。
- ・ 被災県において物資の自己調達ができる時期（今回は発災後1ヶ月程度）を見誤り、支援県で一般市民から集めた支援物資が行き場を失うケースも見られた。
- ・ 多くの在宅避難者が発生したため、状況の把握や物資の配付が困難であった。



様々な種類の物が混載されたり（左）、消費期限等が異なる支援物資が混載されると、被災自治体では内容の確認、仕分け等に多くの人手や時間を要することとなり、物資滞留の一因となった。

- ・ 被災者のニーズと提供される支援物資とのミスマッチが課題となり、物資滞留の原因にもなった。（要請から実際に物資が届くまで、発災当初は2週間程度、5月以降でも1週間程度の遅れが発生した。）
- ・ 被災県に連絡がないまま支援物資が発送されたケースがあり、確認作業に手間取ったり、不要な物資でも受け入れることとなったため物資滞留の一因となった。
- ・ 1つの箱に食品と衣料品が混載されているものや、箱の表記と中身が異なっている支援物資は引き受け手がなく、残されたままであった。
- ・ 古着など過去の災害でもニーズがなく、処分が問題となった支援物資が大量に送付された。
- ・ 要請に基づき支援県が企業等に発注し、輸送機関や自衛隊に輸送を依頼したままケースでは、被災県では、何が、いつ、どれだけ届くのかわからないケースが多く、支援物資の管理の支障となった。
- ・ 県土面積が広大で県庁所在地から沿岸部までの、後方支援拠点を整備することによって、効率的な物資輸送が可能となった。



外装から内容物のわからない支援物資（左）とストックヤードに大量に残された支援物資

3 書面調査

東日本大震災における人的・物的応援の状況及び広域応援に係る課題等について、書面により調査を行った。

なお、書面調査における被災県等の定義は、以下のとおりとした。

○被災県：岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県

○支援県：上記被災県を除く 42 都道府県

(1) 人的応援

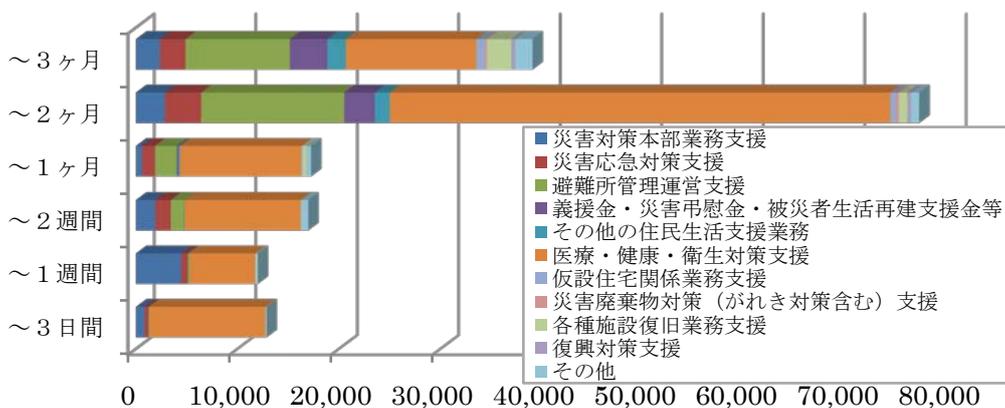
調査対象となる職員は、支援県に属する一般職の地方公務員（警察職及び消防職を除く）であって、前記の被災 5 県にいわゆる短期派遣（公務出張など所属団体からの職務命令によるもの）によって派遣された者である。

全体としては、発災から 1 ヶ月までの間は 1 万人～1.5 万人日で推移し、その多くは、DMAT や医療救護班、避難所等における保健衛生活動など、医療・健康・衛生対策に関する業務が占めている。また、発災 3 日目以降になると、災害対策本部業務支援や災害応急対策支援（施設の応急復旧支援、給水支援等）、避難所管理運営支援などを目的とする派遣の割合も増えてきている。

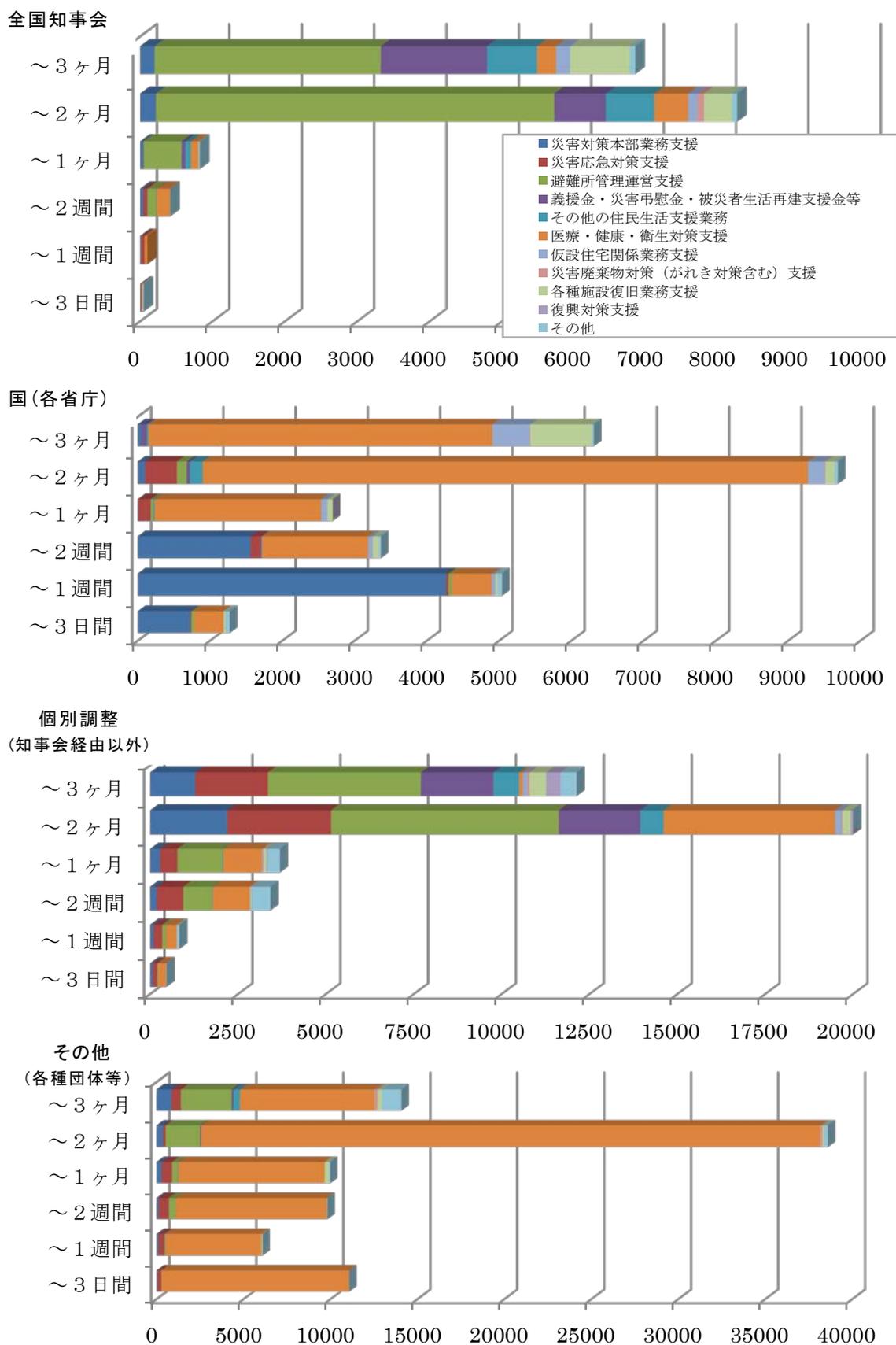
発災 1 ヶ月以降になると大幅に人数が増加している。従前と同様に、医療・健康・衛生対策支援を目的とする派遣が最も多く、その人数も発災当初の約 5 倍に増加しているが、新たに避難所管理運営支援や義援金・災害弔慰金・被災者生活再建支援金の支給など、被災者の生活再建に係る業務支援に従事する職員も増加した。

発災 3 ヶ月目に入ると人数が減少するとともに、各種施設復旧業務支援を目的とした派遣が増加している。これは応急対策から復旧・復興に向けた動きが本格化するとともに、1 つの業務に継続して従事できる、いわゆる長期派遣（地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づくもの）による派遣が求められるようになってきたことが要因と考えられる。

被災地への職員派遣(短期)の状況(総括)



被災地への職員派遣(短期)の状況(調整主体別)



被災地への職員派遣（短期）の状況を調整主体別で見ると、発災直後は、国及びその他（各種団体）の調整による職員派遣が多くを占めている。国は、発災3日目～1週間までの間に約4千人日の職員派遣を行っているが、その殆どが甚大な被害により行政機能が喪失した市町村への災害対策本部業務支援である。発災2週間目以降になると、医療・健康・衛生対策業務に関する支援の割合も大幅に増加している。

また、調整主体が「その他」であるものの大部分が、各チームを通して医療・健康・衛生対策に関する業務であり、その多くは、医師会や病院協会、地元大学医学部等が調整を行った派遣である。

これに対して、全国知事会が調整を行った派遣としては、発災1ヶ月経過後からの避難所管理運営支援業務に関する派遣が大部分を占めている。これは、前述の「人的支援調整方針」において「国において派遣調整が行われていない分野について被災県の要請内容を踏まえ積極的に調整する」との方針に基づき、それまで広域的な調整が行われていなかった避難所管理運営支援業務や業務について調整を行った結果である。

また、「個別調整」によるものは、全国知事会を経由せず、直接被災県と調整が行われた派遣である。その数は発災1ヶ月を経過した後から大幅に増加しており、その目的も、医療・健康・衛生対策業務のほか、避難所管理運営支援や義援金・災害弔慰金・被災者生活再建支援金の支給などの被災者の生活再建に係る業務支援などと多様化している。

(2) 広域応援に関する意見

人的支援及び物的支援の状況に加えて、東日本大震災の広域応援に関する課題等について自由記載を求めたところ、30道府県から記載があった。主な意見は、大別すると以下のとおり整理される。

人的支援

<支援県の意見>

- ・ 迅速に支援を開始するためには、支援の相手方が予め決まっているか発災後速やかに相手方を決定する仕組みが必要
- ・ 対口支援は有用であるが、組み合わせについては、発災後、早期に全国知事会が調整する必要がある。
- ・ 特に発災直後においては、被災状況や支援ニーズに関する情報収集・提供を被災県以外の県が支援するなど、情報の収集・提供体制の強化が必要。
- ・ 今回のような大規模災害においては、全国知事会等の調整の下、都道府県ごとに支援対象を決め、個別に集中的に支援することが効果的であ

る。

- ・ 全国知事会として、被災県の近隣県の職員を情報収集要員として派遣するとともに、現地対策本部を設置し、被災県を支援する体制をとることが望ましい（近隣県であれば、被災県に対する知識・情報を多少なりとも持ち合わせているはず。）
- ・ 現地対策本部を設置して当該職員に権限を与え、現地から全国各県に指示を出せる仕組みを作っておくことが望ましい。
- ・ 被災地のニーズ等を直接把握し、応援活動を行う現地支援本部の設置（おしかけ支援）の検討
- ・ 受援に係る調整業務は多大な負担となるため、支援県による調整機能の確立が必要
- ・ 人的派遣では、全体の調整役が不在であったための混乱が生じ、非効率となる事例が発生した。また、支援側が各地から集まったり、同一県から別々の場所に派遣されたりしたため、派遣チーム間の役割や連携の調整が必要となり、困難を極めた。同一県からの派遣職員は、派遣先を分散させず統一させたほうが効果的な運用が可能となる。
- ・ 職員数の縮減が進んでいることから、支援県が行政サービスを維持しながら長期間にわたり被災地を支援できる体制になっていない。任期付職員の採用や再任用職員による臨時的対応等を検討する必要がある。
- ・ 被災自治体の職員は、自らも被災者であるにもかかわらず、休むことなく業務に当たっていたとのことである。被災自治体職員の負担を軽減するような対策も検討課題である。

<被災県の意見>

- ・ 多様なチャンネルを通じて行われる各県からの支援の申し出に対して、どの部署で対応するか明確なルール化がされていなかった。また、被災地でのコーディネート役の重要性に対する認識はあったものの、全体を調整する余力がなかった。
- ・ 派遣職員の配分をはじめ様々な調整を被災各県と支援各県が個別に行わないで済むような、センター機能が必要。
- ・ 発災直後の職員派遣の受け入れに際しては、現地の情報が不足し、支援が必要な業務や人員規模、移動手段や宿泊場所の確保など、派遣受け入れに至るまでの準備に苦慮した。支援側には、可能な限り被災自治体の調整を待つことなく自立的・自発的な職員派遣を基本として欲しい。
- ・ 長期間にわたり自立的・継続的な支援を行う用意がある自治体について、災害対策本部における位置付けが明確でなく、被災県との連携が弱かった。

物的支援

<支援県の意見>

- ・ 政府の緊急対策本部と全国知事会の2つの要請ルートがあったので、発災当初は、どちらに要請すればよいか、判断に迷った。
- ・ 初期段階において、政府の緊急対策本部と全国知事会の2つの要請ルートがあったので、発災当初は、どちらに要請すればよいか、判断に迷った。
- ・ 物資の受け入れについては、「輸送～荷下ろし・積み替え～荷捌き」など一連の作業が滞ることがないように、関係事業者との協定締結や人員確保計画の策定等が必要
- ・ 日々変化する被災者ニーズに可能な限り応じることができるよう、東日本大震災の教訓を踏まえた備蓄品目の検討が必要
- ・ 時間の経過とともに多様化する被災者のニーズと提供物資とのミスマッチが課題
- ・ 行政は発災直後の最低限度の衣食住に関する大量の物資支援に特化すべきであり、時間の経過に伴うニーズの変化にきめ細やかに対応するためには、現地の混乱が落ち着いた時点で企業、団体、NPO等と連携して支援することが有効
- ・ 被災県は膨大な業務に追われる中で物資の調達・配送等を行うため、支援県は物資をただ送付するだけでなく、品目や数量等について十分調整するなど配慮が必要。
- ・ 末端の避難者まで支援物資が行き届くような調達・配送の仕組みづくりが必要。その際、民間物流企業の活用も検討すべき。
- ・ 支援物資の供給に当たって、被災県と直接交渉して物的支援を行ったが、連絡も取りづらく、調整に時間を要した。大規模災害においては、被災県以外に窓口を設けて、調整を行う必要がある。
- ・ 被災県・支援県相互において、支援物資が被災者に届かず滞留する事態が発生した。今回の対応の教訓とし、被災地のニーズと提供者の善意をつなぐための仕組みづくりが必要
- ・ 被災県からの支援要請について、震災発生当初からの混乱から要請された物資の種類・数量・配送先等が二転三転するなど、速やかな物資の供給対応に苦慮した。

<被災県の意見>

- ・ 全国知事会による支援担当県以外の自治体から支援物資が送付され、混乱した。
- ・ 他の被災県で受け取りが拒否された物資のたらい回しがあった。

- ・ 未調整のまま送付された物資による大量の在庫が発生した。
- ・ 事前連絡なく送付された物資については、送り間違い等の事実確認の調査のため、時間・人員が必要となった。
- ・ 古着はクリーニングされたものであっても被災市町村は受け取らず、物資滞留の原因となる。
- ・ 避難所の支援物資の保管能力は限られているので、供給過剰となった物資は、支援県がボランティアを活用するなどして直接配付すべきである。
- ・ 今回のような大規模災害の場合は企業も被災しており、被災地域内で流通在庫確保を確保することは困難であるため、遠隔地の県が物資を確保して、被災地に送り込むという考え方が必要である。
- ・ 提供された物資の中には、個人から募った物資なども含まれていたため、様々な物資が混載された段ボールもあった。それらの物資は被災地に配送する際に再仕分けが必要となった。
- ・ 被災地で必要とされる物資は刻々と変化したため、要請から物資が届き、被災地への発送準備ができた段階で、被災地でのニーズがなくなっているということもあった。

4 まとめ

東日本大震災は未曾有の甚大な被害が生じたため、被災自治体、支援県ともに広域応援の実施にあたり戸惑いや混乱が生じた。

現地調査及び書面調査から明らかになった課題等を整理すると、以下のとおりである。

<広域応援全般>

- ・ 広域応援において支援ルートの統一を図るべきとの意見が、被災県・支援県双方から多く寄せられた。また、現地に支援本部を設置して被災地の状況や支援ニーズ等を積極的に情報収集し、各県に支援の要請を行うべきとの意見もあった。
- ・ 一方、支援体制の充実とともに、被災自治体からは、支援チームや物資の受入など受援の仕組みの重要性を指摘する声があった。広域応援を効率的かつ効果的なものとするため、発災時の支援側・受援側それぞれの立場での対応について検討が必要である。
- ・ 現在、復興本部において、全国知事会の広域応援協定の改正にあたり新設された「カバー（支援）県」に関して、その主な役割等について検討を進めている。具体的には、平時から「顔の見える支援体制」を構築するために必要とされる事項や、災害時における支援活動の具体的なイメージ等を整理することとしており、これらを参考にした取組が期待さ

れる。

<人的支援>

- ・ 被災県・支援県ともに、全国知事会のほか、国（各省庁）や各種団体など複数の支援要請ルートが立ち上がったことから、調整が複雑化し混乱したとの意見が多かった。
- ・ 実際に、発災直後から専門職については、所管省庁や関係団体等のルートを通じて多くの職員派遣が行われたが、災害時の応急対応業務（避難所運営支援や支援物資管理等）については、発災当初は広域的な調整が十分に行われず、全国知事会による調整が円滑化されるまでは十分な体制が整わなかった。また、支援状況の全体像の把握に苦慮する面も見られた。
- ・ 被災自治体、特に直接被災者支援業務に従事する市町村からは、「発災直後は、とにかくマンパワーが欲しい」との悲痛な声が寄せられた。発災直後の混乱の中では、支援を要請することすら困難であることから、今後の人的支援にあたっては、被災自治体からの具体的要請を待つだけでなく、時系列に沿った災害対応業務を先取りし、自律的に人的支援を実施することが必要である。
- ・ 実際の支援にあたっては、災害経験の少ない自治体においては、目先の対応に追われて、時間とともに変化する災害対応業務に的確に対応することが困難な場合が多い。支援側は「何をしましょうか？」という「質問型支援」ではなく「こんなことがあるので、これをやります」といった「提案型支援」を心がけるような配慮が必要である。
- ・ 人的支援にあたって、被災県の負担を軽減しつつ効果的な支援を行うため、派遣期間の長期化、職員総入れ替えの回避、応援職員間での業務引継時間の確保、業務日誌の活用、同一自治体による同一業務の支援の継続（対口支援）等について留意が必要である。

<物的支援>

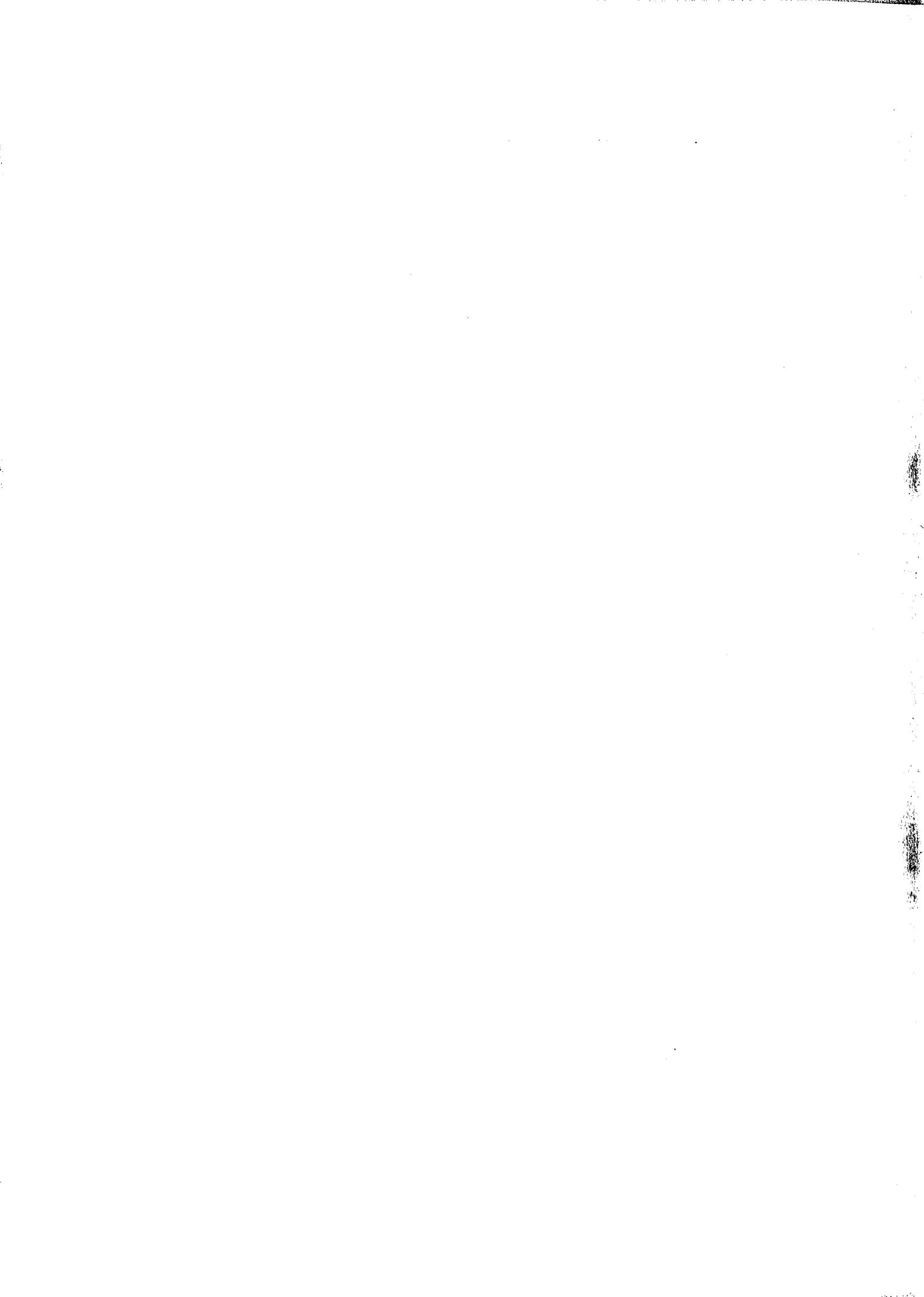
- ・ 支援要請から実際に物資が届くまでにタイムラグが生じ、その間に被災者のニーズが変化したため、残存物資が大量に発生した。発災直後は細かいニーズ把握が困難であることもあり、過去の災害等から必要と思われる物資を想定して送付することも考えられる。
- ・ 被災者ニーズに合わない支援物資は、被災自治体に「仕分け・保管・処分」という作業や問題を生ずるおそれがある。また、物的支援をする際のルール化（古着は送らない、送付する際のラベルの表記等を統一する、消費期限に留意する等）とその徹底を検討する必要がある。

- ・ 流通機能が回復するにつれて、個人からの小口の支援物資や被災者のニーズに合わなくなった大量の支援物資等が滞留し、処分に苦慮するケースが見受けられた。配付に当たってはボランティアやNPO団体等と連携したり、仮設住宅への移転時に支援物資として配付するなどの工夫が考えられる。

要請活動の記録

<採録資料>

- 1 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る緊急要請（平成 23 年 3 月 23 日）
- 2 被災者生活再建支援法に基づく支援について（平成 23 年 4 月 15 日）
- 3 被災者生活再建支援法改正等への対応について（平成 23 年 5 月 25 日）
- 4 日本の再生に向けて一東日本大震災 復興への提言―（平成 23 年 7 月 26 日）
- 5 第三次補正予算に向けた緊急要請（平成 23 年 9 月 15 日、21 日）
- 6 東日本大震災からの速やかな復興を求める決議（平成 23 年 11 月 21 日）
- 7 復興庁に対する要望（平成 24 年 6 月 19 日）



平成23年東北地方太平洋沖地震
に係る緊急要請

平成23年3月23日

全 国 知 事 会

東北地方太平洋沖地震への今後の対応に向けた提案

【主な課題認識】

- ① 想定を超えた地震の大きさ、それに伴う津波による被害の甚大性から、インフラの復旧、被災者の生活の再建に膨大な経費が必要
- ② 原子力発電所の被災も重なっており、インフラの崩壊とは異なった問題が発生し、これへの対応の視点が不可欠
- ③ 被災県を越えた避難が多数発生し、長期化も懸念されるため、受入自治体の今後の対応を円滑に行えるための財源を含めた新たなスキームが必要

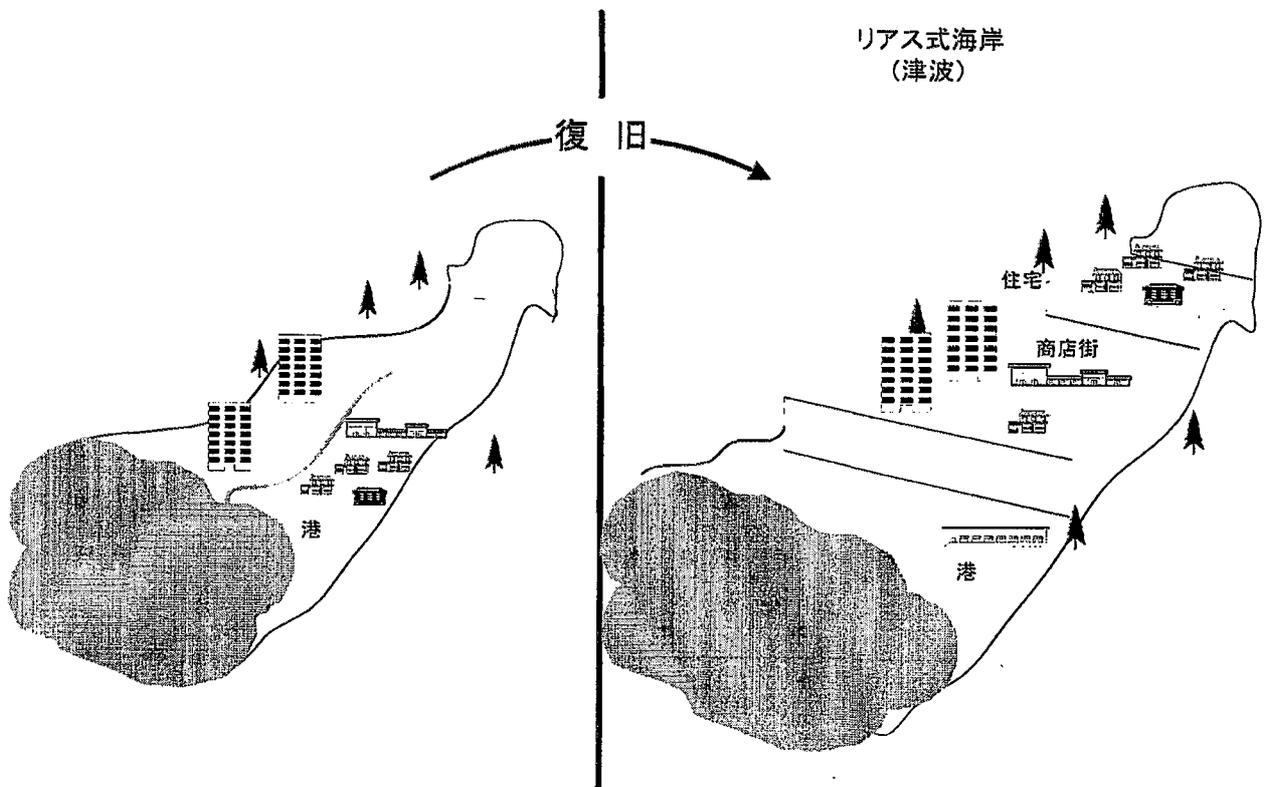
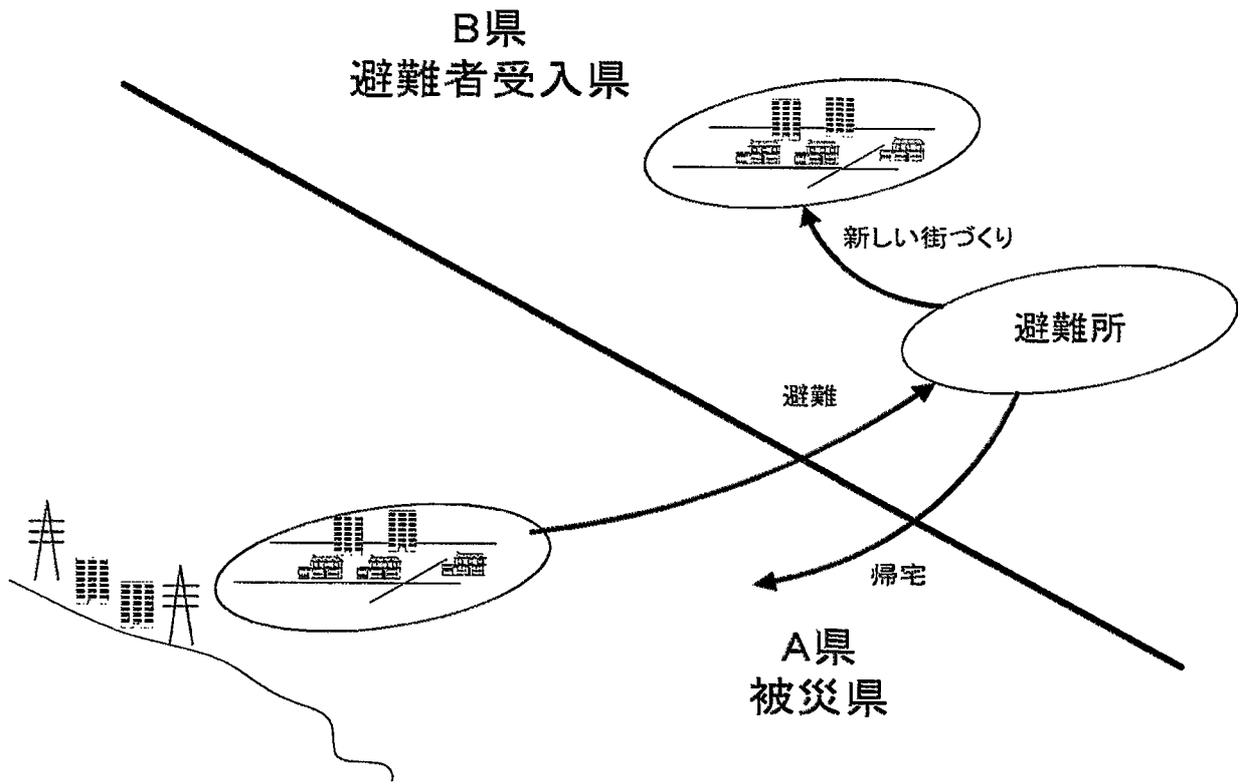
※今般の災害の特殊性

- 巨大な地震に伴う大規模な津波は、リアス式海岸という特殊性により増幅され、街全体が面的に『壊滅』状態となってしまった。
 - ・そのため、今後の復旧にあたっては、同様の災害も想定すれば、単なる原形復旧ではなく、地形の精査に基づいた土地利用方法の再検討を踏まえた『新たな街づくり』に近い作業が必要となることが見込まれる。
 - ・その過程では、住民のある程度の部分は避難先の自治体を含め、別の場所への『移住』を行う可能性が高い。
- また、原子力発電所の被災は、放射能漏れという事態を引き起こしており、現時点では将来的に周辺地域の居住可能性がどのようになるか予想がつかないが、今後の推移によっては相当数の周辺住民が『移住』を余儀なくされる可能性がある。

特別法等による柔軟かつ大胆な対応が必要

【対応の方向性】

- ① 被災者の住宅にかかる再建費用への支援財源を国家レベルで対応すべき大災害という位置づけの上に立って国が措置することを明確化
- ② 被災者の避難の受入とその後の対応の円滑化を図るため、被災自治体以外の避難者受入自治体が災害救助法上の「救助」を自主的に行えるよう明確化
- ③ 被災自治体、及び避難者受入自治体が、今後、長期にわたる被災者の生活再建を含めた復旧復興にかかる事業を迅速かつ柔軟に行えるように、現行法の枠組みを修正するとともに、国が必要な財源を確実に措置することを明確化
- ④ その際、これまで住宅の損壊の程度に着目していた被災者生活再建支援制度を、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目して支援していくことも可能な制度として組み替える。



被災者生活再建支援のための特例的な基金の創設

現状・課題

- 今回の東北地方太平洋沖地震は、巨大地震に加え想定を超えた津波や原発事故を伴う大規模広域複合災害である。
- 多くの住民が失われ、役場の機能を喪失した市町村もあり、従来型の「復旧」の発想を超えた取り組みが必要である。
- 現行の被災者生活再建支援制度は、住宅の損壊の程度に着目し、支援金を個人に支給するものである。今回のように集落全体が喪失するようなケースを想定しておらず、現行の支援制度だけでは長期的に資金を必要とするインフラ整備を含む総合的な住環境整備は不可能である。
- 今後の復興にあたっては、現行制度だけではなく、「新たな街づくり」を行うための特別法を制定すべきである。

対応案

特別立法の制定により、

- 国、地方の役割分担の観点から、この度の超大規模災害に際しては、被災者生活再建支援基金ではなく、別途、国全額負担により、地方に基金を創設する。
- 基金については、これまで住宅の損壊の程度に着目していた被災者生活再建支援制度を、被災地以外における再建を含め、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目して支援していくことも可能な制度として組み替える。
 - ・ 被害を受けた土地や施設の修復や、防災対策の観点も考慮した被災地区の再開発、被災地以外における再建において要する宅地整備など、地域再生にかかる住環境整備も基金制度に追加すべき。
 - ・ 基金規模は住家被害及び必要とされる住環境整備その他必要となる経費を考慮して決定し、必要に応じ、基金に追加交付する等、地域が必要とする財源を適切に確保すべき。
- これら必要な財源の確保のため、不足する国の財源は、日銀の国債引受により対処すべき。

※ 条文案：別紙参照

災害救助の柔軟な実施

現状・課題

- 被災者が他自治体等へ避難するなど分散
- 地震、津波などを要因とした複合災害により甚大な被害が発生しており、被災地の復旧に時間を要し、避難が長期化
- 被災地以外に避難した被災者の救助及び生活再建支援の実施も必要



対応案

特別立法の制定等により、

- 国の責任において、複合災害に係る被災者の的確な把握と状況に応じた支援の実施など、被災者に対し最大限の支援を実施すべき
- 被災自治体のみならず、被災者の受入など自治体を実施する被災者に対する様々な支援対策についても国が支援すべき
- 被災者への公営住宅の無償提供など災害救助法の適用がないものについても、災害救助法の対象とするとともに、これらの救助に要した経費については、国が全額負担すべき。
- 被災地の要請のない救援自治体における救援物資の輸送、保管、職員の派遣経費及び避難者の受け入れに要する経費についても災害救助法の対象とするなど運用の弾力化を図るべき。

甚大な災害からの復旧・復興に向けた地方財源の確保

現状・課題

- 災害等の不測の事態に係る地方の財政需要は、復興基金創設に伴う地方債利子支払額への普通交付税措置等、一部基準財政需要額に算入されているが、大半は特別交付税措置であり、地方に十分な財源保障がなされていない状況。
- これは、毎年度、国が地方財政計画を一方的に決定し、地方の一般財源の総額にキャップをはめていることが主要因。
- この度の超大規模災害に際し、被災自治体のみならず、被災者受入自治体やその他の自治体が広範囲に渡り、様々な支援策を講じなければならない状況の中、現行の国の制約下にある地方財政制度の下では、対応に限界。
- こうした現状を改善し、地方が主体的かつ着実に被災地域の復旧・復興や被災者支援を行っていくためには、特別立法により、地方の一般財源総額を確実に保障していくことが不可欠。

対応案

- 当分の間、特別立法により地方交付税の総額の特例を設け、大震災からの復旧・復興に資する経費を、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額として別枠で措置し、被災自治体をはじめ、被災者受入自治体等が必要とする財政需要に適切に対処すべき。
- 別枠措置する経費の対象は、被災自治体等の復興基金創設に係る地方債利子支払額その他の災害関連経費をはじめ、被災者支援のため他の自治体が負担する避難所の開設や仮設住宅の整備、支援物資の調達その他の経費について、地方が主体的に支援を実施できるよう、広く柔軟に認めるべき。
- 別枠措置する経費の算定・決定にあたり、国は、地方と誠実に協議を行い、同意を得るプロセスを設けるべき。
- これら必要な財源の確保のため、交付税率の引き上げを行い、これにより不足する国の財源は、日銀の国債引受により対処すべき。

※条文案：別紙参照

災害復旧・改良事業における柔軟な運用

現状・課題

- 被災地における壊滅的な被害を踏まえると、同様の津波による再度災害を想定した場合、地域によっては、被災した公共インフラ等の復旧・改良事業をまち全体の復旧と一体で効果的に実施する必要がある。
- 例えば、三陸海岸部においては、高台に住宅地や商業施設等を再配置するなど、地域全体の復旧、まちづくりの中で公共インフラ等の配置・復旧の検討・実施を余儀なくされるケースも想定される。
- また、被災地から集団で被災地以外の受入自治体に住民が移転し、そこに定住することもありうることを踏まえれば、受入自治体においてまちづくりを含めた公共インフラ等の整備が必要となることも想定される。
- これらのケースにおいては、公共インフラ等の災害復旧事業及び改良事業を住家や民間施設に及ぶ他の様々な災害関連事業を含め、一体的かつ効果的に実施する必要があり、事業の検討・実施過程において、柔軟に対応できるようにする必要がある。

対応案

東北地方太平洋沖地震により被災した公共インフラ等の復旧や整備については、被災自治体だけでなく、受入自治体における実施を可能とした上で、当該自治体が、地域の実情に応じ、主体的な判断で実施できるよう、用途制限を撤廃し柔軟に活用できるようにするとともに、国の全額負担により実施すべき。

(参考法令・条文) 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」

第二条 (略)

- 2 この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ。)ことを目的とするものをいう。
- 3 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。
(以下略)

別紙 （条文案）

東北地方太平洋沖地震に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（案）

第A章 内閣府関係

（被災者生活再建支援の特例）

第X条 東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）を被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号。）の規定に定める自然災害の適用から除外し、地震の被災者の生活再建に係る支援金の支給及び住環境整備に係る費用の支弁の財源に充てるため、「東北地方太平洋沖地震被災者生活支援基金」（以下「支援基金」という。）を被災者生活再建支援法（平成11年12月22日法律第160号）第6条に基づき指定された支援法人に設置する。

2 前項の規定に基づく被災者の生活再建に係る支援金の支給対象者は、被災市町村に平成〇年〇月〇日現在居住していた世帯の世帯主で、かつ、政令で定めるところにより生活再建を計画した者とする。

3 前項の支援金の申請期間は、政令で定める。

※発災の日から起算して〇〇月経過する日まで（概ね2～4年程度）

4 第一項の規定により設置する支援基金に要する費用は、国が負担するものとする。

※支援基金額の見込み 1～1.5兆

現行と同水準の支給額で、被害を阪神・淡路大震災の約1.5倍と見込む

5,640億円(阪神・淡路大震災)×1.5 = 約8,500億円

その他、本災害特有の住環境整備にかかる増嵩要素

宅地造成等にかかるインフラ整備

津波対策等に係る特殊な造成 など

5 前四項のほか、支援基金の設置及び運営その他の必要な事項は、政令で定める。

第B章 総務省関係

（地方交付税法の交付税額の総額の特例）

第Y条 当分の間、毎年度分として交付すべき地方交付税の額は、地方交付税法の規定により算定される額に加え、東北地方太平洋沖地震に際し、被災地方公共団体及び被災住民の受入地方公共団体、その他の当該地震に関して支援を実施する地方公共団体（以下「特定自治体」という。）が必要とする財政需要額に相当する額を合算した額とする。

- 2 前項の財政需要額は、特定自治体における当面の東北地方太平洋沖地震の復旧及び復興に資する施策の実施に必要な額とし、地方交付税法第六条の二第一項に規定する普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額として別に算定するものとする。
- 3 第一項の財政需要額の算定及び決定にあたり、国は、特定自治体と誠実に協議を行い、同意を得なければならない。
- 4 当分の間、第一項の財政需要額にかかる必要な財源を確保するため、地方交付税法第六条の適用については、同条中「百分の三十二」とあるのは「百分の〇〇」と、「百分の三十四」とあるのは「百分の〇〇」と、「百分の二十九.五」とあるのは「百分の〇〇」と、「百分の二十五」とあるのは「百分の〇〇」とする。

第C章 財務省関係

(国債の特例)

第Z条 国は、第X条第三項及び第Y条第四項の適用にあたり財政収支が不足すると認めるときは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条の規定にかかわらず、国債をもってその財源とすることができる。

- 2 前項の国債は、国会の議決を経た金額の範囲内で、日本銀行の引受けにより発行するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

...

(政令への委任)

第α条 この附則に定めるもののほか、地震の発生の平成二十三年三月十一日以後に要した費用の負担にかかる必要な経過措置及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

財源措置についての具体的な考え方

- ① 被災者の生活再建支援については、原状復旧の考え方を基本とした現行の被災者生活再建支援制度によるのではなく、総合的な住環境整備など国家レベルで取り組む特別な生活再建支援制度を国の全額負担により構築。

※現行制度では、支援金の負担を国・地方で折半。

被災状況から現行の制度では対応不可能（基金残高：約 540 億円程度）。

- ② 被災地の道路、港湾、河川、公園、下水道、農林水産施設、社会福祉施設等の災害復旧事業については、被災地復興計画に基づく国家的プロジェクトとして国の全額負担により実施。

※激甚災害法の対象の場合、主な国庫負担 7/10～9/10

- ③ 被災者への公営住宅の無償提供など災害救助法の適用がないものについても、災害救助法の対象とするとともに、これらの救助に要した経費については、国が全額負担。

※現行の災害救助法の対象は、応急仮設住宅の建設、提供や地方公共団体の民間住宅の借上げ・提供等に留まっている。

- ④ 被災地の要請のない救援自治体における救援物資の輸送、保管、職員の派遣経費及び避難者の受け入れに要する経費についても災害救助法の対象とするなど運用の弾力化を図る。

- ⑤ 長期かつ広域的な避難者への対応のため、受入自治体において必要となる経費を含め、復旧・復興に必要な事業実施に伴う地方負担については、地方交付税等による確実な財政措置（交付税率の引き上げ等）を講じる。

内閣府特命担当大臣（防災） 松本 龍 殿

被災者生活再建支援法に基づく支援について

I 平成 23 年 4 月 13 日（水）、松本内閣府特命担当大臣（防災）と麻生全国知事会会長が会談した。その主な内容は以下のとおりである。

1 支援スキーム

支給対象、支給額などの支援のスキームは、現行被災者生活再建支援法（以下「現行法」という。）に基づき行うことで合意した。

2 国と地方の負担割合

全国知事会は、「今回の東日本大震災は、地方間の相互扶助の理念に基づく現行法の想定をはるかに超えるものである。他の災害が発生する恐れもある中、基金を使い果たしてよいのかという問題はあるが、今回は現在被災者生活再建支援基金に積み立てている約 500 億円を敢えて拠出する覚悟である。しかし、被害は甚大で、この約 500 億円では到底対応できない。ついては、この際、国の負担割合を現行 50% から 95% へ引き上げてもらいたい。」と強く要請した。

これに対し、松本大臣は「総務大臣や財務大臣とも相談しながら政府において真剣に検討したい。」と回答された。

3 暫定支払

既に一部の被災県から現行法に基づく支払請求がなされており、迅速に被災者支援を行う必要がある点については、両者の認識は一致した。

松本大臣は「暫定支払を現行の国と地方の負担割合で実施することとし、これを前提として補正予算を編成したい。」との意向であった。

これに対し、全国知事会は「国と地方の負担割合の変更がなされ、地方の負担が 500 億円以内に納まる目途がつかなければ、各都道府県の支払同意を得ることは不可能である。ついては、暫定支払開始の条件として、国の負担割合の引上げについて国の明確な意思決定を行い、このための被災者生活再建支援法の改正案を国会に提出してもらいたい。」と主張した。

4 支援実施事務

全国知事会が担当する。事務が膨大となるため、早急に人員体制の整備を行う。

II 以上のとおりであるので、松本大臣におかれては、国の負担割合を 95% とすることについて早急に国としての意思決定をしてもらいたい。この点について、早急に回答を得たい。

平成 23 年 4 月 15 日

全国知事会会長 麻生 渡

全国知事会会長 麻生 渡 殿

被災者生活再建支援法に基づく支援について（回答）

平成23年4月15日付け「被災者生活再建支援法に基づく支援について」中Ⅱについて、以下のとおり回答します。

今回の東日本大震災に係る被害は、被災者生活再建支援法の相互扶助という趣旨を超えているとの全国知事会の指摘は承知しています。

国と地方の負担のあり方などについては、今後、政府部内で十分な議論を行います。その際、防災担当大臣として、責任をもって調整します。

平成23年4月15日

内閣府特命担当大臣（防災） 松本 龍

被災者生活再建支援法改正等への対応について

この度の東日本大震災による被害は、相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定をはるかに超える巨大なものであり、被災者の生活再建支援は、前例にとられずに国全体として取り組むべきである。本法に基づく支援金の支給については、被災者生活再建支援基金残高 500 億円強に対応する体制で行っており、今回のような基金残高の 10 倍にもならんとする支援金の支払いに対応することはこの制度の趣旨及び現実的な対応として、そもそも不可能であり、こうした特例的な災害に対する措置として、下記を基本として法改正等を行うべく地方と協議検討を進めるよう要請する。

記

- 1 今回の大震災の被災者の救済は国全体で取り組むべきものであることから、地方の負担額は、支援基金の現在高の範囲内とし、このため、地方と国との負担割合を変更し、国の負担率を 95% とすること。
- 2 法改正後の上記負担率は遡り適用することとし、今回の大震災の発生に係る改正法施行までの間に支払われた支援金の支給については、法改正後の制度の一部と見なすこと。
- 3 現在の支援法人（財団法人都道府県会館）の事務体制では、今後、大幅に増大する支払事務に適正に対応していくことに支障を来す恐れがあるため、支払事務体制の維持確保に向けて国が特段の措置を講じること。

平成 23 年 5 月 25 日

全国知事会 会長 山田 啓二

日本の再生に向けて

—東日本大震災 復興への提言—

平成23年7月

全国知事会

東日本大震災復興協力本部

日本の再生に向けて
—東日本大震災 復興への提言—

東日本大震災復興協力本部

平成23年3月11日午後2時46分、岩手県三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の大地震が発生した。これによる巨大津波によって東北地方の太平洋沿岸の市町村ではまち並みが根こそぎ倒壊、流出し、集落が消滅したほか、地震動、火災、液状化なども相まって、東日本に災害史上未曾有の壊滅的な被害が発生した。死者、行方不明者は合わせて2万人を超え、約12万人に上る被災者は今なお体育館や公民館、仮設住宅などで不自由な暮らしを余儀なくされており、多くの国民は復興への取組の遅れに対して深い懸念を抱いている。

更に、東京電力福島第一原子力発電所における事故は、依然として収束の兆しが見えない状況の中、警戒区域や計画的避難区域等に加え、新たに特定避難勧奨地点が設定されたことにより、関係住民は今もなお出口の見えない避難生活を強いられている。また、放射性物質による汚染の影響は国内のみでなく、海外への食品をはじめ工業製品に至る多くの輸出品目に風評被害を与えている。また、放射能に関する安全基準が明確にされず、そのことが混乱に輪をかけている。日本全体の経済活動は電力不足の影響と相まって、このままでは活力の喪失にもつながりかねず、東日本大震災発災後4ヶ月経った今でも、復旧・復興の手がかりを模索する状況が続いている。

こうした状況の中、国においては、復興の基本理念や基本的施策、復興対策本部や復興庁の設置、特区制度の整備等を内容とする復興基本法を制定し、復興構想会議での提言なども踏まえた取り組みを進めている。

本会においても、発災直後に緊急広域災害対策本部を設置して支援物資の提供や職員派遣などの応急対策に当たった。5月12日からは東日本大震災復興協力本部（本部長：上田埼玉県知事）を中核とした復興支援のための協力体制を整備して、被災市町村の義援金支給関連業務への職員派遣など中長期にわたる人的支援、被災者生活再建支援制度に対する国への支援強化要請など、被災地からのニーズにきめ細かく対応するとともに、今後発生が予想される巨大地震等による大規模災害への実効ある対策の確立に向けて取組を進めている。

今後、一刻も早い被災地の復興を成し遂げ、国難とも言える今回の事態を乗り越えて、日本の再生を果たすためには、国と地方が総力を結集して取り組む必要がある。

については、国が被災県から既に提出されている提言・要望に誠実に対応するとともに、当面する緊急課題である以下の事項について、地方と十分に協議の上、速やかに対応するよう提言する。

1. 地方の主体性を活かしながら迅速に復興対策に取り組むべき

提言1 復興基本方針の早期提示

東日本大震災では、大津波や地震動、火災、液状化などによりそれぞれのまちに甚大な被害が生じたが、復興まちづくりの基本的な方向が明らかにならなければ、住宅、商店、事業所工場等は現地復旧、復興事業を推進することすらできない。しかも、被災地の地理的特性や被害の態様が様々であることから、それぞれにふさわしいまちづくり復興計画が早期に策定できるよう配慮することが必要である。

国は早急に復興基本法第3条に規定する東日本大震災復興基本方針を定めるとともに、各地域における復興まちづくりに必要となる予算措置等を速やかに講じること。

提言2 復興特区の速やかな制度設計と有効活用

地域主導による復興を迅速に進めるには、大胆な規制緩和や税制優遇等の特例を認める「復興特区」の活用が不可欠である。復興基本法に位置づけられた復興特区の有効活用を図るため、国は地方の意見を踏まえつつ早急に制度設計を行うこと。

制度設計に当たっては、既存の特区制度のスキームに捉われることなく、国は最小限の範囲の関与にとどめ、地域が主体的に策定した復興計画を速やかに実施できる簡便な手続きとすること。

なお、既に岩手県や宮城県から具体的な特区提案がなされているところであり、これらの提案が実現できるよう制度設計及び運用を行うこと。

提言3 高速道路ネットワークの整備促進

復興に向けて力強く進んでいくには、三陸沿岸地域及び日本海沿岸地域を南北に貫く「縦軸」と、東西を結ぶ東北横断自動車道等「横軸」の、格子状の高速道路ネットワークの整備が喫緊の課題である。

住民生活や経済活動を支える円滑な物流を確保し、早急に被災した地方の骨格を固めるためにも、高速道路ネットワークの早期完成を図ること。

提言4 津波対策のための防災施設等の早期復旧・整備

新たなまちづくりを進めるためには、安全な土地の確保の見通しが必要である。各自治体の復興計画策定推進のため、早急に湾口防波堤や防潮堤等の整備方針を示し、早期完成を図ること。

提言5 迅速ながれき処理の推進

地域復旧の第一歩となるのが、被災地のがれき処理である。

がれき処理は基本的には市町村の事務とされているところであるが、東日本大震災で発生したがれきは広域かつ大量に発生しているため、各自治体の処理能力を大きく超えている。

迅速な復旧を進めるため、がれき処理については、国が主導して広域処理体制を構築し支援する他、国の直轄事業や県への補助事業を導入するなど、既存の制度や従来からの役割分担を超えた弾力的な運用や特例措置を実施すること。

提言6 復興財源の確保と自由度の高い交付金制度等の創設

被災地において復興に必要な財源が確実に確保されるよう、復興財源のあり方について地方を交えた議論・検討をただちに開始すること。

被災した自治体や避難者を受け入れている自治体を実施する復旧・復興事業に要する経費に対しては地方交付税総額とは別枠で財源を確保するとともに、不交付団体にも確実に財源を措置すること。

また、被災地の復興財源として、地域の実情に応じて、地域が主体的判断で復旧・復興を実施できるよう自由度の高い包括的交付金制度を創設するとともに、「復興税」として基幹税を臨時に増税する場合は、その法定割合を地方交付税とし、通常分とは別枠によりその総額を確保すること。

さらに、災害復旧事業について、国庫補助率のさらなるかさ上げや補助対象範囲の拡大や国が実施する直轄道路等の災害復旧・復興事業に対する被災した自治体からの負担金を廃止するなどの弾力的な財政支援措置を講ずること。

提言7 被災県ごとの大規模な復興基金の早期創設

各般にわたる復興対策を補完し、被災地の実情や被災者のニーズに即した復興対策を長期・安定的に地域の判断で主体的に展開できるよう、阪神・淡路大震災時を大幅に上回る復興基金を被災県ごとに早期に創設すること。

提言8 第3次補正予算の速やかな編成と執行

復興構想会議の提言や被災地の要望などを踏まえ、直接的被害を受けた被災地はもとより、併せて多大な間接的被害を被っている東日本全体の復興に向けて、インフラの整備、まちづくり、農林水産業の生産基盤の復興、産業振興、放射能汚染対策など本格的な復興対策を盛り込んだ第3次補正予算を財源措置との同時決定にこだわらず速やかに編成し、ただちに実施すること。その際、財源を「今を生きる世代」のみで負担することを強調して事業規模を制約することなく、円高の是正、デフレ経済からの脱却に

より経済回復を図り、復興債を発行し、日銀がその役割を十分果たす中で資金調達を行うことなどにより財源を確保し、復興に必要な事業を迅速かつ支障なく実施できるよう、十分な事業費を計上すること。

2. 福島第一原発事故の早期収束と安全対策の確立を実現すべき

提言1 福島第一原発における事故の早急な収束

いまだ収束の兆しが見えない福島第一原発事故に柔軟かつ大胆に対応できるように、官民及び国内外の叡智を集めた取組を進めること。

提言2 原子力発電に関する安全対策の確立

今次の事故により得られた知見や徹底検証の結果等を踏まえ、防災指針や原子力発電所等に対する耐震設計審査指針などの安全基準を抜本的に見直し、国内の他の原子力発電所等における安全対策も強化すること。

また、地域住民の安全・安心を確保する地域防災計画の見直しを早期に行うため、防災対策を重点的に充実すべき範囲（EPZ）を原子力発電所から8～10kmに設定している現行の「原子力施設等の防災対策について（防災指針）」や国の「防災基本計画」を、都道府県域を超えた大規模災害にも対応できるように、原発の立地しない地方自治体の意見も踏まえ、早急に見直すこと。

提言3 放射能汚染に対する安全対策の推進

オフサイトセンターが今回の事故では機能しなかったことを十分検証し、今後の対策に反映させること。

また、放射線量等に関するモニタリングを強化し、広域的かつ長期・継続的な測定を国が責任をもって実施するとともに国内外に正確な情報を迅速に発信すること。

更に、放射線量、飲料水、食品、放射性物質に汚染された土壌や上下水汚泥、廃棄物等に関する各種安全基準や取扱い等に関する指針を速やかに明確に設定した上、住居や公園・校庭・園庭等の土壌、農地の除染や、廃棄物等の安全な処理方法の提示と実施など、住民生活や子どもの学校生活等の安全・安心を確保する対策を強化すること。

さらに、放射線量や放射性物質に対する監視・検査体制の拡充・強化を図るため、必要な資機材の配備等について、財政支援措置を講ずること。

提言4 風評被害対策の強化

日本産食品等に関する輸入規制が強化・長期化されないよう、また、輸入規制に踏み切る国等が拡大しないよう、関係国等への働きかけを強化すると

ともに、政府として国際社会に対して、農林水産物、加工食品、工業製品、観光・サービスなど広範な分野・地域に関する安全性を緊急に宣言すること。また、これらの分野等に係る風評の払拭に向けた的確かつ積極的な情報発信や農林水産物及び工業製品等の安全性の証明に必要な検査等により生じる企業等の新たな負担に対する対策を講じること。

また、被災地から避難された人々が、風評等により、いわれなく差別やいじめを受けることがないように国民各層への周知を図るため、一層の情報発信に努めること。

さらに、農林水産物等の風評被害による経済的損害について、確実に賠償等の対象とすること。

提言5 原子力災害に対する十分な財政支援

原子力発電所事故による影響を早急に払拭するために必要な地方の取組みに対し、用途の自由な交付金制度の創設等十分な財政支援を行うこと。

提言6 国内産品の輸出証明書発行事務対策

日本産食品に対する輸入規制に対し、適切に対応すること。特に、現在、都道府県が行っている輸出証明書の発行について、都道府県の負担とならないよう配慮すること。

3. 被災者支援施策を充実・強化すべき

提言1 被災者に対する支援の充実・強化

地震・津波災害及び原子力災害により避難を余儀なくされ、慣れない環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、住宅・雇用をはじめ生活全般にわたるきめの細かい支援を機動的に実施すること。

また、原子力災害に伴う被災者の早期救済に万全を尽くすとともに、損害の賠償等に当たっては、立法措置も含め、国が全責任を持って対応すること。

提言2 原子力災害被災者への経済的支援

原子力災害被災者の税負担に対する救済について、特別法を制定することなどにより地震・津波災害と同様に措置するとともに、地方自治体における地方税収入等の減に係る100%の財源措置を講じること。

提言3 住宅確保のための支援

避難所で避難している方々が一刻も早く、安心して生活できるよう、応急仮設住宅の迅速な建設を支援するとともに、公営・民間住宅等の活用を促進すること。

また、今後、恒久的な住宅供給対策として、災害公営住宅、地域優良賃貸住宅や改良住宅などの整備が大量に必要となることから、補助率の引上げや地方負担に係る全額交付税措置の実施、また、被災者生活再建支援制度における対象災害の見直し等の制度の総合的な見直しを行い、被災した住宅の修繕や再建に対して手厚く支援するなど、国による全面的な支援と財政措置を講じること。

提言4 液状化被害からの復旧への支援の充実・強化

液状化の被害を受けた住宅の被害認定基準の見直しが行われたが、新たな基準で判定しても、被災者生活再建支援法の対象となる世帯は非常に少ないことから、更なる基準の見直しを実施すること。

さらに、液状化被害世帯への独自支援を行った自治体に対する財源措置を講じること。

4. 東日本大震災を踏まえ、地域の防災対策を強化すべき

今回の震災では、事前に想定し防災対策を講じていた規模を超える「想定外」の規模で地震が発生し、甚大な被害を招いたことから、各地域における防災対策を強化するため、国の防災基本計画を早期に見直すとともに、以下の措置を講じること。

提言1 地震・津波観測監視システム等の構築による観測体制の強化

地震・津波発生メカニズムの解明を進めるとともに、地震・津波観測監視システム（DONET）や海上ブイを使った海底津波計（DART）による津波観測網を構築し、津波観測・予知体制を確立・強化すること。

提言2 早急な津波被害予測の実施

正確なシミュレーションのもと、津波高に加えて詳細な浸水予測図を作成するなど、被害想定の見直しを行うこと。

提言3 消防力・防災力の強化

大規模災害時の緊急救助や支援、孤立集落の発生を防ぐためには被災状況の把握と救急援助活動の早急な活動展開はきわめて重要であり、国において、緊急消防援助隊の活動の充実・強化や、消防救急無線の送受信を確実にする消防救急デジタル無線、衛星電話の整備など情報通信体制の充実・強化を図ること。

また、警察の災害対応のための資機材の充実、自衛隊の災害派遣活動の環境整備や自治体との共同訓練の強化、海外からの支援隊の円滑な受入のため

の取組など、地域の防災力の強化に向けて総合的な対策を講じること。

提言4 災害医療体制の充実・強化

DMA T（災害派遣医療チーム）は、大規模災害時の救急救助・医療に大きな力を発揮するが、今般の東日本大震災では、移動手段や携行装備の確保に大きな課題があり、緊急の展開、活動に支障を来した。

については、DMA Tの迅速・有効な活動展開を実施するため、国として大規模災害被災地における移動手段や携行装備の確保と活動環境の整備を図ること。

第三次補正予算の編成に向けた緊急要請

平成23年9月15日
全国知事会

我が国は、今、東日本大震災からの復旧・復興や福島第一原発事故の早期収束という、未曾有の国難に直面している。

被災者の生活再建や地域の再生は、まさに喫緊の課題であり、復旧・復興を起点とした新たなまちづくり・国づくりは、大震災で命を落とされた多くの方々に対する我々の使命でもある。

しかしながら長引くデフレや予想を超える円高により、企業の活力や雇用が失われ、国・地方の財政状況も著しく悪化している。大震災からの復旧・復興に向けた我が国の体力は甚だしく奪われている。

そこで全国知事会としては本年7月26日に「日本の再生に向けて 一東日本大震災 復興への提言一」を政府に提出し、本格的な復興対策を早期に実施するよう要請した。また8月17日には「円高の是正及びデフレからの脱却に向けた緊急アピール」を行った。

多くの国民が復興への取り組みの遅れを懸念している今、野田新総理のリーダーシップの下、本格的な復旧・復興に向けた第三次補正予算を速やかに編成し、執行する必要がある。

については被災県の実情や要望を踏まえ、緊急かつ重点的に対応すべき事項を（別記1）、（別記2）のとおりまとめたので、政府においては地方と十分に協議の上、第三次補正予算の編成において確実に措置するよう強く要請する。

また、あわせて全国的な緊急防災・減災事業等の実施を着実にを行う予算措置を行うことを求める。その際、地方としても必要な税財源の確保について国と連携しながら対処していく所存であることを申し添える。

(別記1)

東日本大震災復興に向けた国の第三次補正予算編成への要請

東日本大震災発生から半年が経過するが、被災地は今もなお大量に残るがれきの処理や被災者の生活再建支援、インフラ・ライフラインの復旧、さらに放射能汚染対策など困難な課題に直面している。

各被災自治体は発災以来日々懸命の努力を重ねており、特に緊急を要する事業については本年度第一次、第二次補正予算で措置されたところであるが、課題克服に到る十分な成果を上げるには至っていない。

こうした状況を踏まえ、被災3県からそれぞれ追加予算措置等を求める要望書が提出されている。(7月21日福島県、8月3日岩手県、9月7日宮城県)

新政権においてはこれら被災県の要望に誠実に対応するとともに、特に要請の強い下記の重点課題について第三次補正予算に確実に反映させ、機動的に取り組むよう強く求める。

1. 復旧・復興に対する確実な財政措置

(1) 災害復旧・復興事業の実施に必要な予算の確保

各被災自治体において「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づく復旧・復興事業が着実かつ速やかに進むよう、第三次補正予算を速やかに編成し、十分な予算措置を講じるとともに、次年度以降においても引き続き必要な予算の確保を図ること。

(2) 弾力的な財政措置と自由度の高い交付金の創設

通常の財政スキームでは、被災自治体において、短期間に膨大な財政負担が生じ、復旧・復興がなしえないことから、国庫補助事業の補助率引き上げや対象の拡大、手続きの簡素化など弾力的運用を図ること。

これらの財政支援がなされた場合にも直轄事業負担金や国庫補助の裏負担等が復興の妨げとなることのないよう、地方負担に対する財政支援を講じること。また、各自治体の裁量で事業を柔軟に執行できるよう復旧・復興事業を集約し、複数年度にも対応しうる自由度の高い交付金を創設すること。

(3) 被災県ごとの大規模な復興基金の早期設置

今次の震災被害の甚大さを踏まえ、被災県ごとに阪神・淡路大震災を大幅に上回る復興基金を早期に創設し、特別交付税の特例交付等による財政支援を行うこと。

なお、震災規模や昨今の金利水準等に鑑み、果実運用型でなく取崩し型の基金造成を可能とすること。

2. 地元主導の復興に対する支援

(1) 被災地の意向を踏まえた復興特区制度の早期実現

今回の震災被害は極めて甚大であり、平時を想定した規制や制度、税財政スキームでは到底、迅速かつ創造的な復興を実現するとはできない。総合的な特例措置を講ずる「復興特区」について、被災地の実情と課題を熟知する被災自治体が求める特例措置を一つでも多く実現する内容としつつ、早期に実現させること。

(2) 復興まちづくりに対する財政支援

安心・安全なまちづくりを進める上で高台や内陸部への大規模移転は必須であるが、現行制度の枠組みでは市町村負担が過大となることから、補助率の大幅なかさ上げや補助対象の拡大、補助限度額の撤廃を行うこと。

また、道路、河川、海岸、港湾等の公共土木施設の早期復旧に向けて、国庫補助率の引上げや新たな財政支援制度の創設などの財政措置を講じること。なお、社会資本整備のピークは3、4年先であることから、「復興枠」を創設して被災地への重点投資を行うこと。

(3) 道路・鉄道の早期復旧

震災等により壊滅的な被害を受けたJR在来線（常磐線、只見線等）及び三陸鉄道などの第3セクター鉄道の早期全面復旧に向けて、国庫補助率を少なくとも10分の8以上で最大限に引き上げること。また、補助要件の緩和を図るなど全面的な支援を行うこと。

さらに、国道6号及び常磐自動車道の早期復旧と、三陸縦貫自動車道や東北中央自動車道などの高規格幹線道路等を「復興道路」と「復興支援道路」にそれぞれ位置づけ、早期完成を図ること。

(4) 津波防災施設の整備・充実

多重防災型まちづくりの基礎となる湾口防波堤や防潮堤等の防災施設、防波堤等の港湾施設を早期に復旧・整備するとともに、復興まちづくりと一体的に実施する津波対策施設について、災害復旧事業と同等の支援制度を創設すること。

また、安全なまちづくりには既設堤防高を越える海岸堤防の整備が不可欠であり、今回の津波レベルにも対応する海岸堤防整備のための財政措置を講じること。

(5) 地域産業の復旧・復興

水産業の復旧・復興を国家プロジェクトとして進めるとともに、農業生産基盤の早期復旧や農林漁業の経営再建の取組に対する支援措置を講じること。また、商工業や観光など幅広い分野の被災企業に対する助成制度の大幅な拡充や新たな支援制度の創設など既存の枠組みにとらわれない大胆な支援策を講じること。

さらに、再生可能エネルギーの開発・普及を飛躍的に推進させ、新たな産業や雇用の創出につなげるため、研究拠点の設置や関連産業の集積・基盤整備を進めるための支援措置を講じること。

(6) 医療施設の復旧・復興

今回の災害で全壊した医療施設等を安全な場所に移設し診療棟を速やかに再開するため、補助率の引き上げや対象拡大などの手厚い支援と弾力的な運用を講じること。

また、原子力発電所事故等の影響により、医療従事者が県外に流出するなど危機的状況にある医療提供体制の復旧の長期化が予測される。国の責任において継続的な医療人材の派遣とそれに必要な財政支援を行うこと。

3. 福島第一原子力発電所事故への対応

(1) 原発災害からの地域再生に向けた特別法の制定

今回の原子力発電所事故では放射能汚染による広域にわたる甚大な被害が発生し、多数の住民が県内外への避難を余儀なくされ、地域経済も深刻な打撃を受けている。原子力災害対策特別措置法など現行法制度の枠組みによる対応には限界があり、地域の再生・復興に要する期間の長期化が予想される。

今回の事故を風化させることなく、長期かつ広域にわたる放射線対策、健康管理、自治体支援、地域整備、産業振興・就労支援等の取組が国の責任において着実に行われなければならない。そのため、所要の財源措置や、復興特区による措置を更に上回る産業振興のための優遇措置の創設など、必要な措置を体系化した地域再生の特別法を制定すること。

(2) 原子力発電所事故の早期収束と放射線対策の着実な実施

今回の事故は国のエネルギー政策の結果として生じたものであり、国の責任において事故の早期収束を図るとともに、復旧・復興に要する経費は全額国庫負担とすること。

放射線対策に関しては、各種安全基準や廃棄物の処理方法等を速やかに決定し、正確な情報を迅速に発信して丁寧に説明すること。また、対象地域を限定することなくモニタリングや健康への影響調査、放射性物質の除染、汚染された土壌や下水汚泥の処分等を国の責任において確実に実施すること。

特に放射線が子どもの健康に及ぼす影響については極めて大きな問題であり、政府として将来の安全性を確実に保証できる範囲を明確にし、必要な健康対策を講じるなど安心も確保すること。

また、放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理については、国の責任において早急に最終処分先を確保の上、処理にかかる経費は全額国庫負担とすること。放射性物質の除染については、それに伴って生じる土壌等の処理も含め、国が責任を持って対応することとし、地方自治体を実施する場合においても全額財政措置を講ずること。

さらに、原発事故の発生に伴う地方税収の減少により被災自治体の財政は深刻な状況にあることから、国は確実な財政支援を講ずること。

(3) あらゆる損害に対する迅速かつ十分な賠償の実施

原子力災害は住民の生活に深刻な影響を及ぼし、農林水産業、製造業、観光などあらゆる分野が危機的状況に直面している。

今回の事故は歴史的にも類を見ない甚大な災害であり、現行法の枠組みにとらわれな
い柔軟な対策が講じられなければならないことから、被害者の実態に見合った十分な賠
償・補償を行えるよう損害賠償に関する特別法を制定して対応すること。

また、経済的・精神的損害については幅広くとらえ、自主避難に伴う経費や精神的苦痛、
地方公共団体の損害についても確実に対象に含めるとともに、東京電力はもとより、国が
全責任を持って迅速かつ十分な賠償を実施すること。

円高の是正及びデフレからの脱却に向けた国の第三次補正予算編成への要請

我が国経済は、東日本大震災によって、未曾有の深刻な打撃を受けました。その影響は、被災地に止まらず、広く全国に及んでいます。

景気の先行きについては、生産活動が回復し、徐々に持ち直していくことが期待されますが、一方で、電力供給の制約や原子力災害の影響等により、下振れするリスクもあります。

震災前から続いている円高は、企業の想定レートを大きく上回る水準となっており、足下の円高水準が続けば、今後、企業の採算悪化や国際競争力の低下、さらには、産業の空洞化が進み、ひいては、我が国の経済活力や雇用が失われるとともに、税収低下により地方自治体の財政が深刻化することも懸念されます。

また、我が国は、依然としてデフレから脱却しておらず、家計や企業の慎重なマインドから、経済成長に重要な役割を果たす消費や設備投資などは低調に推移しています。

こうした中、政府及び日本銀行におかれては、8月4日に、為替介入及び追加的な金融緩和を実施されましたが、力強く日本経済を回復させ、産業空洞化や国内雇用の喪失を防ぐことができるよう、経済の基礎的条件を反映しない過度の円高の是正やデフレからの脱却を図るため、引き続き、以下のような具体的な政策を早急に検討・実施していただくよう、強く要請いたします。

1. 為替政策

東日本大震災という「非常事態」からの復興期において、過度の円高の動きを牽制するため、今後とも、主要先進国（G7）に対し、我が国の現下の状況について一層の理解を求めつつ、国際的な協調の下、適時に、思い切った規模の円売り・ドル買い介入を行うこと。

2. 産業空洞化対策及び雇用対策

産業の空洞化やそれに伴う経済活力や雇用の喪失を防止するため、以下のような対応を検討・実施すること。

- ・ 電力の安定供給を確保すること。その際、電力料金の上昇を招かないよう、適切な措置を講じること。
- ・ 総合特区制度を活用することを含め、法人税率の引き下げを実現し、立地競争力を強化すること。
- ・ 新たな需要創出につながるよう、成長分野における企業の国内立地・設備投資に対

する支援を拡充するとともに、研究開発への投資を一層促進すること。

- ・ 高速道路、空港、港湾など、企業活動を支える基盤を整備すること。
- ・ 中小企業の新商品開発や海外向け販路開拓等に対する支援を拡充すること。
- ・ 緊急雇用創出事業臨時特例交付金の追加配分を行うなどにより、雇用機会の創出、ミスマッチの解消など、地域の実情に即した雇用対策を拡充すること。
- ・ 中長期的に強い日本経済を支えていくため、環境・エネルギー、観光、医療、農業など、今後の成長分野に関する規制緩和や支援の拡充等について、積極的に取り組むこと。

3. 金融緩和政策の強化

8月4日に、追加的な金融緩和策が決定されたところであるが、今後とも、過度の円高の是正や、マネーストックの増加を通じたデフレからの脱却につながるよう、主要国の中央銀行と比較して遜色ないレベルまで金融緩和政策を強化することとし、以下のような現行の措置の拡充等を検討・実施すること。

- ・ 長期国債買入オペの規模(年21.6兆円(月1.8兆円))を拡充すること。その際、日本銀行券発行残高を限度額とするルールの見直しを含めて検討すること。
- ・ 新型オペレーションの規模(3月物 20兆円、6月物 15兆円)を拡充すること。また、新たに1年物もその対象とすること。
- ・ 成長基盤強化支援融資の規模(総額3.5兆円)を拡充すること。
- ・ 資産買入等基金(15兆円)を積み増すこと。また、ETF、REIT等のリスク資産を含め、対象資産ごとの運用限度額も拡大すること。

4. 「非常事態」に対応する新たなマクロ経済政策運営の検討

東日本大震災という「非常事態」からの復興を確かなものとするとともに、デフレからの脱却を実現するため、マクロ経済政策全体として、名目GDP成長率を高めることを目指すほか、3の取組に加え、以下のような従来の枠組みに止まらない新たな政策運営等についても、速やかに検討を行うこと。

- ・ 実質ゼロ金利政策継続に係るコミットメントを強化すること。
- ・ 「復興債」により復興財源を調達する場合には、財政規律に配意しつつ、市中引受を基本とする一方で、必要に応じ、財政法第5条に基づく臨時特例的な措置として、日本銀行がこれを引き受けること。
- ・ 金融政策の目標を物価上昇率とする、いわゆる「インフレターゲット」を導入すること。
- ・ 金融政策の理念に、「物価の安定」に加え、新たに「雇用の最大化」を追加すること。

東日本大震災からの速やかな復興を求める決議

平成 23 年 11 月 21 日

全 国 知 事 会

東日本大震災からの復旧・復興にあたり、本会としては、使い勝手のよい復興交付金や地元財政負担を実質ゼロにする特別交付税措置など、被災自治体のニーズを踏まえた対応を早急に行うよう政府に強く要請してきた。

第3次補正予算案では、本会の要請に対し一定の配慮がなされたものであり、野田政権の東日本大震災からの復旧・復興にかける真摯な姿勢の表れとして評価するものである。

しかしながら、これまでの政府の対応はあまりに遅いと言わざるを得ない。当初、この補正予算は9月中には成立し、秋には復興事業に着手できると多くの国民は期待した。ところが国政の混乱により編成作業は大幅に遅れ、被災自治体の復興計画作りやがれき処理、除染等の対応に支障をきたす事態となっている。また、災害に備えた社会資本整備の道筋も未だ明らかではない。

さらに、復興特区法案などの関連法案は未だ成立の見込みが立っていない。速やかな復興を成し遂げるには、被災現場を抱える自治体が十分な財源と権限を持ち、地域のニーズに迅速かつ柔軟に対応していくことが必要である。被災県からは本年5月に復興特区の創設が提案されたにもかかわらず、未だに法案が成立していないことは誠に遺憾と言わざるを得ない。

震災からの速やかな復興を実現するため、スピード感ある予算執行とともに、関連法案の早期成立、関連事業の早期予算化、手続きの簡素化・一元化や専門的知識を有する人材の確保による機動的な事業執行を図るべきである。

野田総理は「福島再生なくして、元気な日本の再生なし」との決意を示したが、原発事故収束の見通しが未だ確実なものとなっていない。政府は一刻も早い事故の収束を図るとともに、原子力災害に伴う賠償や福島の再生にかかる特別法を速やかに制定すべきである。

また、放射性物質に関する基準や十分な情報がないことから、各地で風評被害や震災がれき受入等をめぐる混乱が生じている。国民の誤解や不安を取り除くため、政府は、早期に各種基準の設定や対処方針の明確化を図るとともに、一層の検査体制の充実と的確な情報の発信、農畜産物の安全性確保、観光地への誘客対策に必要な更なる措置を講じられたい。

東北はまもなく冬を迎え、被災地、被災者を取り巻く状況は一層厳しさを増す。また、各地の避難者の雇用確保などの生活の安定も喫緊の問題となっている。これ以上の対応の遅れは絶対に許されない。

被災者の暮らしを守り、一刻も早い産業や生活の再生を果たすため、また、避難されている方々が一刻も早く生活再建できるよう、野田総理が強いリーダーシップを発揮し、全力を挙げて速やかな復興を実現するよう強く要請する。

我々地方としても、国と連携し、早期の復興に向け最大限の努力をしてまいる所存である。

復興庁に対する要望

東日本大震災の発生から1年3か月が経過し、被災地では復興への歩みが本格化しています。本年はまさしく「復興元年」であり、復興の足取りをますます力強く加速させることが求められています。

本年2月の設置以来の貴庁の真摯なご尽力に対して、深甚の敬意を表します。とりわけ、過日の復興交付金の第二次配分におきましては、被災者の生活の再建のために速やかな対応が必要となる災害公営住宅整備や高台移転事業等への手厚い配分のほか、復興交付金の使い勝手の向上が期待される効果促進事業費の一括配分等の見直しを行っていただき、厚くお礼申し上げます。

しかしながら、被災地の復興までの道のりは長く、特に地震・津波で大きな被害を受けた地域や東京電力福島第一原子力発電所の周辺地域などでは、今後長期間にわたって膨大な人的・財政的な負担を生じることが避けられません。

貴庁が被災地に寄り添い、様々な制約の中で最大限ご努力されていることは重々承知しておりますが、制度面や運用面ではまだ多くの課題が見受けられます。

このたび、全国知事会では、被災三県の意見を基に、現在の復興行政が抱える課題の改善策をまとめました。

つきましては、今後の復興行政を推進するに当たって特段の御配慮をいただき、被災地の復興を一層迅速かつ強力に促進されますようお願い申し上げます。

平成 24 年 6 月 19 日

復興大臣 平野 達男 様

全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長

埼玉県知事 上田 清司

1 復興庁の組織・機能の強化について

(1) 復興庁の権限の強化

- 復興庁が各府省に対する強い権限を持ち、被災地の復興政策をリードできる体制とすること。
- 被災地の視点に立った復興を推進する役割を十分に果たし、迅速な復興を実現するために国の施策の企画立案と一層の府省間調整に努めること。
- 被災地方公共団体が復旧・復興に係る膨大な事務量を抱え、極めて多忙な状況であることを考慮し、復興庁が責任をもって府省間の調整を行い、指揮系統を復興庁に一本化した上で指導・助言・支援を行うこと。
- 復興推進会議について、復興庁設置法の制定時に想定した設置の趣旨を再確認し、当会議においてきちんとした議論を行うことにより、復興庁が府省間の調整機能を十分に発揮できるよう機能させること。

(2) 窓口の復興庁への一元化

- 復興に係る一元的な窓口として、府省の区分なく、広く意見や要望を集約し、被災地方公共団体を支援すること。
- 復興交付金や社会資本整備総合交付金（復興）については、迅速な復興を図るため、事業計画書提出から交付申請まで復興庁がワンストップで処理すること。
- 原子力災害からの福島の復興及び再生については復興庁がワンストップ機能を果たすこととされているので、原子力災害に関する次年度事業要望などについても実際にワンストップとして迅速・効果的に機能できるよう体制を強化すること。
- 復興を迅速に進めるため、被災県の立場に立ち、スピード感を持って対応すること。
- 地域で抱えている様々な課題の解決に向けて、窓口として相談を受けてからどのように対応していくのか、手順やスケジュールを明示すること。
- 各府省ごとに異なる職員派遣スキームを一元化し、復興庁が被災地方公共団体に対する職員派遣の取りまとめ窓口としての機能を果たすこと。

(3) 復興局の体制・機能の強化

- 福島復興再生特別措置法が制定されたことを踏まえ、福島復興局を福島振興局として組織体制を抜本的に強化するなど、沖縄総合振興局と同様な組織体制を創設すること。
- 復興局に対して一定程度の権限を与えること。
- 府省横断的な課題についても対応できるよう必要な人材を集めるなど体制を強化すること。
- 職員の配置など人員増による組織体制の強化を図ること。
- 復興局職員については派遣元府省等に関連のある業務を担当させるとともに、派遣元と密接な情報交換を行って情報共有を図ること。

(4) 復興庁と復興局の連携・情報共有の強化

- 復興庁と復興局の間で情報共有がなされていないことによる対応の遅れや連絡及び調整事務の重複等が発生することがないよう復興庁と復興局間の情報共有を十分に図ること。

2 復興交付金の更なる改善について

(1) 基幹事業・効果促進事業の対象拡大・運用緩和

- 津波浸水区域などに限定せず内陸部を含めるとともに、原子力災害による風評被害の影響なども考慮し、被災県全域で幅広く交付金を活用することができるようにすること。
- 復興のために行う事業に幅広く使えるよう基幹事業などの限定をなくし、以下のような事業などにも使えるよう制限を緩和すること。
 - ・河川の水門や堤防、海岸、港湾、漁港の防潮堤など、復興まちづくりと一体となって整備すべきものについては、基幹事業に追加すること。
 - ・悪化した居住の安定を回復するため、避難指示区域等以外の地域における公的賃貸住宅等に関する事業についても基幹事業に追加すること。
 - ・土地利用型作物の大規模団地の形成のための設備整備、農業農村整備事業、園芸作物の施設化、地域の安全安心を確保するための農業用ダム・ため池等の施設の耐震化などの農業施設整備等も対象にするなど、制度の弾力的運用や支援策の充実・強化を図ること。
 - ・造成宅地滑動崩落緊急対策事業について、平成 25 年度以降に着手する地区についても対象とすること。
- 地震、津波の被害に加え、原発事故により甚大な被害を受けている福島県の状況を踏まえ、津波浸水区域以外においても、今後の復興まちづくりにおいて緊急性・重要性の高い事業については、幅広く復興交付金の対象とするなど運用の弾力化や制度の見直しを図ること。
- 効果促進事業については、基幹事業に関連し復興に資するものであれば幅広く対象にするなど制度の柔軟な運用を図ること。
- 計画書の審査にあたっては、その計画書の内容が「地域の求めている復興の姿」であることを十分に尊重し審査すること。
- 制度の趣旨に沿って、復興庁及び関係府省の判断基準を統一し、事業選択は被災地方公共団体の要望を最大限受け入れること。
- 事業費については、一律に基本的な上限を定めず、個別事業ごとに目的や期待できる効果等を総合的に判断して運用すること。

(2) 事業計画書等の提出書類の簡素化

- 事業計画や提出書類の簡素化を行い、一層の事務負担の軽減を図ること。
- 交付金に係る事業に対し、関係府省が各地方公共団体に要求する資料を事業計画書の資料とするなど調整を図ること。

(3) 交付決定の迅速化等

- 復興・再生を早期に図るため、申請に対して速やかに交付決定を行うこと。
- 交付に当たっては、事業ごとの総交付額を一括して交付すること。

(4) 将来にわたる必要な予算の確保

- 被災地の復興を円滑に進めるには十分な復興交付金予算を確保することが不可欠であり、平成 25 年度以降も復興が完了するまでの間は、積極的かつ継続的な予算措置を確実に図ること。

3 財政支援の充実について

(1) 必要な復興予算の確保

- 最終的に必要とする予算額を確保すること。
- 復旧・復興に要する事業予算については、単年度単位の予算管理ではなく、複数年での事業実施が可能となる制度とし、事業実施主体の地方公共団体が柔軟に年度を越えて予算執行ができるようにすること。
- 復興支援施策については、地方公共団体に財政的な裁量を付与するとともに、施策の性格上統一的な基準による実施が必要な場合でも、復興局の裁量を拡大するなど、地域性に十分配慮した実施体制を構築すること。
- 緊急に対応が求められる行政需要等に柔軟に対応できるよう、復興庁において、自由度の高い予算枠を確保すること。
- 概算要求時における復興庁の予算要求の考え方、要求額等について、明らかにすること。
- また、復興庁が一括して予算要求し、被災県等に交付するような事務スキームに見直すこと。

(2) 平成25年度予算要求に伴う事務負担の軽減

- 各府省の要求予算のうち、復興予算については復興庁主導で調整すること。
- 事務作業については、簡素化を図り、できる限り県・市町村とも負担の少ない方法を検討するとともに、二重の事務作業とならないよう関係府省と調整すること。
- 従来の概算要求時に関係府省から求められていなかった資料の作成については、特に負担の軽減について配慮すること。
- 要望の提出については、余裕を持った期限を設定するとともに、追加提出を認めるなど柔軟に対応すること。
- 市町村への説明・取りまとめについては復興庁（局）主導により実施し、その情報については県にも提供すること。

(3) 復興調整費の使い勝手の向上

- 制度の趣旨に沿って、復興庁及び関係府省の判断基準を統一し、一層の事務の簡素化を図り、事業選択は被災地方公共団体の要望を最大限受け入れて、迅速に内示・交付すること。
- 緊急性の観点からやむなく着手した事業が補助対象外とされるなど、現行制度は地方の実情に応じたものとは言えないため、真に地方にとって使い勝手の良い、自由度の高い制度となるよう改善すること。
- 復興局への権限移譲を行い、各県との情報交換を密にすることで、事業の円滑化を図ること。

(4) 震災復興特別交付税等の地方財政措置の継続・充実

- 震災復興特別交付税等の地方財政措置については、平成25年度以降も復興完了までの間は継続すること。
- 復興交付金対象外の復興事業についても、着実な事業実施が図られるよう、復興が完了するまでの間、「社会資本整備総合交付金（復興）」等により確実な予算措置を図ること。併せて、地方負担に対する財政支援措置を講ずること。
- 取崩し型復興基金（総務省）は復興の状況に応じてきめ細かに対応できる資金として有

効である。今後、被災地域のまちづくりが具体化していくところであるが、地方が創意工夫を発揮して住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業を確実に実施できるよう、追加的な財源措置を行うこと。

(5) その他の財政支援措置の充実

- 被災した地方公共団体の庁舎の建替等による本格復旧について、新たな財政支援措置を講じること。
- 復興・再生に向けて更なる要員の確保を支援するとともに、国や独立行政法人からの中長期的な人的支援を行うこと。その際、被災地方公共団体の負担が生じないよう財政支援を行うこと。
- 被災したJR常磐線などの鉄道の早期復旧に向け、柔軟な措置により十分な支援を行うこと。

4 復興特区制度の改善について

復興特区制度の柔軟な運用

- 被災地域における迅速かつ着実な復興の実現に向けて、復興特区制度の有効な活用を図るため、復興特区制度の柔軟な運用を図ること。
- 復興の取組にマンパワーを重点化させている被災地方公共団体の事務負担をさらに増大させないために、計画作成に係る事務負担の簡素化を図ること。
- 復興推進計画の認定に向けた協議に当たっては、被災地方公共団体の状況や特殊事情を十分に考慮し、被災地の立場を擁護する視点で調整すること。

5 東京電力福島第一原子力発電所の事故関連対策の強化について

(1) 除染の推進

- 生活環境の除染、さらには農地及び森林の迅速かつ着実な除染を行うとともに、必要な財政措置を講じること。
また、仮置場の確保について国有地の使用が進むよう、復興庁が先頭に立って関係府省間の調整を行うこと。
- 森林の除染については、林野庁が公表した「森林における放射性物質の除去及び拡散抑制等に関する技術的な指針」に示された間伐等についても、財政措置の対象とすること。
- 生産基盤としての森林の除染を推進するため、当該指針を早期に追補・改訂し、生活圏以外の皆伐などの除染技術を示すこと。
- 林道・作業道等を面的に組み合わせた路網の整備や高性能林業機械の開発など効果的な除染を一体的に推進する施策を講じること。

(2) 汚染土砂の適切な処理の確保

- 放射性物質汚染対処特措法の対象とならない建設工事等で発生する汚染土砂についても同法の対象とし、適切に処理できるようにすること。
- 汚染土砂の処分に必要な費用については、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とすること。
- 汚染レベルの低い汚染土砂については、国民が納得できる再利用に関する安全基準を定め、処理量の減量を図ること。
- 同法では汚染された廃棄物の処理基準が定められているが、処理が進んでいないことから、処理が促進されるよう国の責任で早急に対策を講じること。

(3) 避難者に対する支援の拡充

- 全国に避難している県民に対しきめ細かな支援をするため、情報提供や交流事業の実施、さらには避難者を支援する民間団体等の活動に対し、制度の充実や更なる財政支援を行うこと。

(4) 風評被害対策の強化

- 地方公共団体等が独自に実施する風評被害対策予算に対して、財政的な支援を行うこと。

